

ア) 設置の趣旨及び必要性

1. 大学の 신설及び京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継

1) 大学の 신설

京都看護大学設立準備委員会設立代表者である松尾英孝は、平和・平等・共生の精神を持ち、国家・社会及び国際社会へ貢献できる人物を育成するため、これまで中国の学生に日本への留学の機会を提供するための教育機関の運営に生涯をささげてきた。

松尾は、中国(現地)の学生について、(日本でいう)中学校あるいは高校の段階から日本への留学を視野に入れ、確実な基礎・応用学力を養ってきた者を、日本で、日本の文化や生活様式に触れさせたいと日本への大学へ送り出してきた。これら人材は、現在、日本、中国をはじめとする世界の第一線の中で活躍する人材に成長している。

松尾は、「日本で学んだ人材は、自らの体験を通じて、他者に親切で、礼節を重んじる日本人の本当の姿を知っており、仮に国どうしが争うようなことがあっても、それぞれの第一線の中で、必ず解決の糸口を見つけ出し、日中友好の架け橋となってくれる(これを松尾は端的に、「日中友好の架け橋となる第二の周恩来となるべき人材を育成する。」と述べている。)人材に育つものとの確信を深めてきた。

こうした活動の一環として、松尾は、中国において、医療分野における国際的人材を支援・育成することを目的とする財団を設立し、中国の医師や看護師の国家資格を持つ中国人医療従事者を対象に、日本の医師や看護師の国家資格を取得するための教育・生活支援を行ってきた。

この活動の中で、松尾は、我が国における医療機関においても、深刻な人材の不足が生じている現状に改めて触れ、これを解消するためには、国外の取組だけではなく、これと車の両輪をなすものとして、国内での取組が重要であると認識するに至った。

京都市内には、京都大学医学部、京都府立医科大学という国内で指導的立場にある日本有数の医学系大学があり、優秀な医学関係者を数多く輩出されている。また、医療機関や介護、福祉に関わる多くの機関が集積している。こうした機関におかれては、約 147 万人にもものぼる京都市民をはじめとする多くの人々の、医療、介護、福祉等に関わる様々な課題、問題を受け止め、その解決に向け日夜、熱心に取り組まれている。

このように、京都市域は、まち全体が看護についての高度な教育的知識を学ぶに適した環境にあることはもちろんのこと、人々の日常の生活にある健康課題や看護の現場にある課題を広く学ぶことについても、大変適した環境にある地である。

したがって、松尾は、京都市内において、その看護教育に優れた環境を最大限に活かすため、高等教育機関である大学を設置し、高度で幅広い教育を受けた質の高い看護師を直接、輩出することを通じて、医療機関の深刻な人材不足の解消や、医療の高度化に対応する人材の育成に貢献したいとの考えに至ったものである。

京都市において京都市立看護短期大学の教育資源の承継者が公募されるという時宣を得て、松尾は、高度な教育機関である大学を設置し、高度で幅広い教育を受けた質の高い看護師を養成することを通じて、国内における医療機関の深刻な人材不足の解消や、医療の高度化に対応する人

材の育成に貢献するため、本学の設立を決意した。

2)京都市立看護短期大学の教育資源の承継に係る沿革

京都市においては、京都市内の私立大学による四年制看護学科設置の動きや、同市の厳しさを増す財政状況等を踏まえ、平成21年3月に「京都市立看護短期大学の四年制化に関する考え方」が取りまとめられるなど、京都市内における看護師養成の在り方について検討が重ねられてきた。この結果、京都市においては、京都市立看護短期大学について、多額の税金を投じ、なおかつ他の大学と競合する公立での四年制化ではなく、広く市内私立大学と連携協力して、看護教育の充実及び質の高い看護師の確保を図っていくことが最適であると判断され、平成22年5月京都市議会において同短期大学の廃止条例(平成22年6月10日公布、平成24年4月1日施行)が提案され、可決された。ただし、同条例附則により京都市立看護短期大学は、在籍者が居なくなるまでの間は存続するものとされた。同短期大学においては、平成24年度においても数名の学生が在籍しているが、これら学生については卒業が確定しているため、同短期大学は学生の在籍期間が満了する平成25年3月31日をもって廃止となる。

しかし、京都市立看護短期大学の廃止条例の制定後、引き続き行われた京都市と関係私立大学との間での一括承継の協議については大きな進展がなかった。そうした中、平成24年1月に京都看護大学設立準備委員会の実質的な設立母体となった学校法人育英館が、京都市立看護短期大学の教育資源を承継する四年制大学を新設したい旨を京都市に申し出た。同学校法人は大学を設置していない準学校法人であり、大学の設置については、同法人が直接行うのではなく、大学設置法人の新設を行ったうえでこれを行うことも含んでの申し入れであった。

これを受け、京都市においては、公平性・透明性を確保する観点から、あらためて学校法人の新設も含め、市内で四年制看護学科(大学)の設置を計画している者も対象に、公募により、京都市立看護短期大学の教育資源の承継者の選考が行われた。

その結果、学校法人育英館が、京都市立看護短期大学の教育資源の承継者(同法人が大学設置法人を新設し、当該新設法人が教育資源を承継する大学を設置する場合を含む。)として選定された。

2. 四年制大学の必要性

1)少子高齢多死社会到来による看護職の需要と役割の変化に対応できる看護師の必要性

日本の高齢化率は、世界トップであり、団塊の世代が後期高齢者に移行する2025年には、よりいっそうの看護師のマンパワーが求められている。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2006年版)」によれば、日本における死亡者数は2030年には現在の約1.5倍、165万人に達すると推計されている。現在の高齢者の死亡場所は、自宅が1割程度に対し、医療機関が8割強となっているものの、医療費抑制の観点から、死亡者数に合わせて病床数を増やすことは困難であり、今後、医療機関の病床数は増加せず、介護施設は現在の2倍を整備し、自宅での死亡が1.5倍に増えると仮定すると、2030年には、約165万人の死亡者のうち、医療機関での死亡は約89万人、自宅は約20万人、介護施設は約9万人、その他が約47万人となる。

そのような背景から医療改革が押し進められ、高度急性期病院への医療資源の集中、亜急性・

回復期リハビリ病院での早期の回復、退院後は地域の拠点病院、かかりつけ医のフォローを受けながら地域包括ケアシステムによる医療・介護サービスが重要となってくる。高度急性期から在宅での看取りまで患者や利用者の状態に合わせた適切な看護が求められており、看護の果たす役割はますます拡大している。

さらに、保健医療福祉分野の多職種によるシームレスな連携すなわちチーム医療が重要であり、なかでもあらゆる場で活動する看護師への期待は大きい。

以上のように、少子高齢多死社会到来による看護職の需要と役割の変化に対応できる看護師の必要性は大きく、地域と社会背景の変化や課題によって、高度急性期医療から在宅ケアまで看護師のマンパワーとあらゆる場で適切なケアが推進できる看護師の育成がいっそう求められている。

2) 高度な医療、社会や人々のニーズに応える人材の育成

『「安心と希望の医療確保ビジョン」具体化に関する検討会』の報告書（厚生労働省 2008 年 8 月）によると、学士を持つ看護師の割合と、患者死亡率および重症合併症患者死亡率とは統計的に有意な相関があり、看護師の経験年数とは相関がなく、看護者の教育水準の向上は、患者の死亡の減少をもたらす（Aiken LH, et al. Educational Levels of Hospital Nurses and Surgical Patient Mortality. JAMA 2003;290 (12):1617 - 23) と述べている。さらに、同報告書では、大卒者の早期離職率は養成所卒に比べ 1/10 であり、患者の安全性確保および離職率の予防の観点からも高度な医療、社会の人々のニーズに応えることができる看護師の育成が必要である（Eiko Suzuki et al; Factors Affecting Rapid Turnover of Novice Nurses in University Hospitals. J Occup Health 48, 49-61, 2006) と言及しており、専門性の高い知識と判断力、および実践力を有する看護師の育成は急務である。

3) 幅広い豊かな教養と倫理観を備えたヒューマニズムの精神に徹して、人々に寄り添える看護師の育成

現代の医療は、高度に発展し続ける科学技術と人々のニーズが複雑に多様化する社会の中で、さまざまな問題が浮かび上がっている。きわめて複雑な状況下で看護師は高度な技術のみならず適切な判断と倫理観をもってケアすることが求められる。このような役割を担う看護師は、広い視野と豊かな教養を礎にして青年期の自我や人格を発達させ、ヒューマニズムの精神に徹して人々に寄り添うことが重要である。看護師養成所の 3 年間の教育では、きわめて過密カリキュラムの中で学ぶため、社会から求められる素養を十分に身に付けることは困難であり、学士課程の 4 年間の大学教育で人材を育成すべきである。

4) 学生の四年制大学志向—看護短期大学との違い

京都市立看護短期大学では、ここ 5 年間の入学時の編入希望者の割合は半数を超え、卒業時の 4 年制大学への編入希望者は平均して 2 割から 3 割である。編入希望の理由は、「保健師、助産師になりたい」がおよそ半数をしめるものの、最近の傾向としては「学士をとりたい」、「もっと、広い教養を身につけたい」、「根拠に基づく看護実践ができるようになりたい」という声も多く聞かれるようになった。大学全入時代と言われるなか、看護学士を求める傾向が顕著である。実際に、看護学の学修には、

現在の3年間の教育では、指定規則枠内での教育を丁寧に行うことに留まりがちで、専門分野の技能を有する人材の輩出にとどまっている。

看護は全人的に人を理解し、対象に合った適切なケアを行うことが求められており、専門分野を超えて幅広い教養や思考力、人間理解と深い洞察力、人とかかわる力を必要としている。また、生涯にわたって学習し続けるとともに、課題探究能力(研究力)も求められている。

以上のように、学生の四大志向に応えるためにも大学設置は重要である。

3. 建学の精神

本学の建学の精神は、「明德・格物致知の実践」とする。「明德」、「格物致知」は、中国の五経の一つ「礼記」の「大学」に現れる句である。

これは、「人は、「格物致知」すなわち物事の道理や本質を深く追求し理解して知識や学問を深めることにより、「明德」すなわち自らが持つ天から与えられた優れた徳性（社会で果たすべき役割）を明らかにすることができ、人は、この自らの徳性を悟ったとき、おのずと自ら及び他者に対して正しく公明な愛を向けることができる。」ものと解することができる。

これは、看護系大学である本学においては、「看護を学ぶ者は、看護に係る道理や本質を深く追求し理解して知識や学問を深めることにより、看護専門職者としての自らの役割を明らかにすることができ、これを悟ったとき、自ら及び他者に対して、いつくしみをもった看護を提供することができる。本学においては、このための実践を行う。」との考え方に転じるものである。

また、大学そのものの在り方という観点からは、より具体的に、「看護に係る専門的な学術理論及びその応用を研究教授することにより、看護師を養成する大学としての社会的役割を明らかにし、高度で適切な認識や知識、技術を身につけ、看護の受け手に対し適切な看護を提供できる人材の養成や、地域貢献を通じて社会の発展に貢献すること。その実践を行うこと。」と解することができるものである。

設立代表者である松尾は、本学で看護を学んだ者は、単なる技術的な看護の担い手にとどまるのではなく、国際社会に生きる一人の人間として、平和・平等・共生の精神を持ち、本学で看護に係る学問と技術を極め、こころを磨き、自らの専門性を高め、活かすことを通じて、国家・社会及び国際社会へ貢献できる人物となってほしいとの想いを持っており、「明德・格物致知の実践」はこうした想いをも包含するものとして定めたものである。

4. 大学設置の理念

1) 公立である京都市立看護短期大学の教育資源を承継する部分

本学は、公立の短期大学であった京都市立看護短期大学の教育的資源を承継し、設置するものである。同短期大学は、昭和25年に設立された京都市高等看護学院を前身とし、昭和29年に文部省により認可を受け設立された、我が国で最初の公立の看護系短期大学である。同短期大学は、「豊かな人間性と教養に富み、高い倫理観に基づいて、人の生命と健康を守り、広く社会に貢献する人材を育成すること」を理念とし、その60年近くの歴史において、数多くの看護職人材、医療職人材を世に送り出すのみならず、看護師支援モデル事業、公開講座、その他多くの保健医療福祉分野での講師を務めるなど社会貢献の一翼を担ってきた。

卒業生は、京都府内はもとより近畿、全国そして諸外国でも活躍中であり、これまで形成された多くの智、そして卒業生の智を承継する承継校としても、京都看護大学の設立は重要な意味を有して

いる。

京都市においては、過去、京都市立看護短期大学の在り方を検討する中で、「京都市立看護短期大学は、高学歴志向、看護基礎教育充実の流れの中で、四年制大学の滑り止め化をしてきている感が否めない。約半数の入学生が当初から四年制大学への編入学を考慮しており、実際に卒業者の約2～3割が四年制大学に編入学している。更に、(学費が低廉であること等から)近年の一般枠入学者に占める他府県出身者の増加も相まって、京都市立病院をはじめとする市内医療機関への新卒看護師供給源としての役割にも大きな課題が生じている。」と分析し、「看護師の養成機関が国・府の他、民間にも多数存在する中、本市が看護短大を設置して、看護師の直接養成を行う意義は、医療の高度化・専門化に対応できる看護師を養成するための「高度な教育環境」を提供することである。しかし、近年四年制看護学科の設置が進み、本市がこれまで看護短大において提供してきた「高度な教育環境」は、相対的に地位が低下してきている。」などとして、「看護短大の教育的蓄積をベースとして高度な教育環境を再構築し、質の高い看護職員養成と市内医療機関への看護職員供給を改善」するとして、民設民営による四年制大学への移行の方針が固められたものである。

この際、京都市においては、看護短大の教員を中心に教育システムを構築し、且つ京都市立病院で実習を行うことや、京都市と私立大学との間で協議機関を設置し、点検・評価・改善を行うことにより、公的な役割を担保することとされた。また、学費の増加についても、奨学金制度の創設・充実により、公立大学と私立大学の学費の差を縮小することとされた。

本学は、こうした京都市における京都市立看護短期大学の教育資源の承継の取組の経過を踏まえ、京都市との間において、「京都市立看護短期大学の承継大学を京都市内に設け、医療の高度化及び専門化に対応できる看護職員養成のための高度な教育環境を提供し、もって質の高い看護職員の養成と市内医療機関への看護職員供給の充実に資すること」を目的とする基本協定の適用を受けることとなっている。

京都市立看護短期大学の教育的資源、伝統を承継し、本学を設置することは、京都市の行政施策の一端を担うといった側面を有している。

基本協定の主な内容は、以下のとおり

- ・ 承継大学を京都市立看護短期大学の敷地内に設置すること。
- ・ 承継大学の教育内容は、看護短大から承継する教員を中心に構築し、歴史と伝統に培われた看護短大の教育的蓄積を反映させたものとする。
- ・ 臨地実習の一部は、長年にわたり築かれた看護短大と京都市立病院の協力関係を引き継ぎ、同病院で実施すること。
- ・ 図書及び備品の譲渡を受け、基本協定締結の目的に向け有効活用すること。
- ・ 承継大学の学生を対象とする奨学金制度を創設し、これとの併用を利用の条件とする京都市の「京都市看護師修学資金融資制度」の適用が受けられるよう制度を整備すること。
- ・ 承継大学の運営に当たり、看護師の確保をはじめとする京都市の保健福祉行政との連携協力を図ること。このための協議機関を設けること。

2) 四年制大学として発展させる部分

ア 京都市立看護短期大学では十分には行えなかった取組

看護師には、高度急性期医療から在宅ケアまであらゆる場で適切なケアが推進でき、高

度に発展し続ける医療技術とニーズの多様化といった極めて複雑な状況下で、適切な判断と倫理観をもってケアすること、また、幅広い豊かな教養と倫理観を備えたヒューマニズムの精神に徹して、人々に寄り添うことが求められている。

こうした能力を有する看護師を育成するためには、看護を取り巻く幅広い知識体系を学び、社会や環境との関係において自己を理解するための素養や、創造的思考力を育成するための教養教育を前提に、健康の保持増進・疾病予防を含めた看護師等の基礎となる教育を充実させ、これに加えて医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応していくための教育を充実するとともに、専門職としての自発的な能力開発を継続するための能力や看護の向上に資する研究能力の基礎を育成することが重要である。

しかし、3年制の京都市立看護短期大学においては、きわめて過密なカリキュラムの中で学ぶため、人間、環境、生活への理解を深める教養科目及び基礎科目が不足しており、看護を取り巻く幅広い知識体系、社会や環境との関係において自己を理解するための素養、創造的思考力を育成するための教養教育が十分ではなかった。

また、論理力や批判力を高める科目が不足しており、また、看護研究において課題発見、文献検討、研究計画の作成と実施、まとめといった過程を丁寧にたどることができなかった。こうしたことから、主体的に生涯を通じて学修を継続する力の育成も十分とは言えなかった。

加えて、基礎教育で身に付けた知識と臨床現場での実習体験を教材として、知識と体験の融合や検証、必要な技術の修得を行い、卒業後、看護師として現場に臨んだ際にスムーズに看護実践能力が発揮される必要があるが、3年間という時間の中では基礎的な看護判断と看護実践能力を身につけることは困難であった。

イ 新しい学問としての看護学の発展への貢献

我が国においては、1961年の国民皆保険の実現のほか、1970年代から顕在化してきた疾病構造の変化や医療の高度化、高齢社会の到来に伴い、看護業務は複雑化・高度化し、看護職の質的量的充実が国家的課題となった。それを受け、それまで社会の要請に応えて職業として発展してきた看護にも、高等教育の必要性が認められるようになった。

1987年、厚生省「看護制度検討委員会」は、看護職の社会的評価や社会的地位の向上を目指すという目標のもとに、大学・大学院の増設等を提言された。従来病院付属専門学校中心の教育だけでは不十分となり、1990年代以降、看護における大学教育が本格化し、修士課程教育、博士課程教育も発展してきた。

社会の要請に応えて職業として発展してきたという歴史的経緯から、看護においては、その実践に必ずしも学問が追い付いていなかった時代が長く続いたが、2003年厚生労働省「新たな看護の在り方に関する検討会報告書」において、看護職は療養生活支援の専門家としての的確な看護判断に基づく看護技術を提供すること等が示されるなど、医療チームにおける看護職のもつ本来の役割の明確化と、看護職独自の判断に基づく行為が認められる範囲が拡大してきた状況と相まって、根拠のある看護として、ただ単に教科書や経験から得られた知識と技術を提供するのではなく、研究の成果を実践の場に活用して「エビデンス（根拠）」に基づいた知識と技術を提供する努力が求められるようになってきた。

このように、看護は比較的新しい学問として近年、発展しつつあるものであり、今後、臨床の現場において多くの先達が経験として得てきたものの、しかし、未だ形とはなっていない多くの知識を、看護固有の学問として研究、体系化していくこと、すなわち、学術的研究により看護現場の経験的知識を学問として普遍性のある学術的知識に高めること、そして、これを研究教授し、高度な知識、技術を備えた看護職員を養成するとともに、大学そのものもこれらを通じて社会に貢献していくことが求められている。

ウ 京都市との基本協定に基づく高度な教育環境の提供等

京都市においても教育資源の承継を行うに当たっては、短期大学ではなく、京都市立看護短期大学の教育的蓄積をベースとして高度な教育環境を再構築し、質の高い看護職員養成と市内医療機関への看護師供給を改善するため、四年制の大学に対しこれを行う方針を固めていた。このため、京都市との承継に係る基本協定も、「四年制の大学を承継大学として京都市内に設け、医療の高度化及び専門化に対応できる看護職員養成のための高度な教育環境を提供し、もって質の高い看護職員の養成と市内医療機関への看護職員供給の充実に資すること。」を目的として締結している。

エ まとめ

本学は、京都市立看護短期大学では十分には行えなかった幅広い教養の充実、生涯を通じて学習する力の育成、看護実践能力の養成（これらは、高度化する医療において多様なニーズに適切に判断、対応できる看護師の育成につながる。）に関する取組の充実や、比較的新しい学問である看護学の発展への貢献、京都市との基本協定の実現などを四年制大学としての発展部分として取り組んでいく。

3) 建学の精神「明德・格物致知の実践」の下での一層の飛躍

「3. 建学の精神」において記したとおり、本学の建学の精神「明德・格物致知の実践」には、京都看護大学設立準備委員会設立代表者である松尾の「この大学で学んだ者は、単なる技術的な看護の担い手にとどまるのではなく、国際社会に生きる一人の人間として、平和・平等・共生の精神を持ち、本学で看護に係る学問と技術を極め、こころを磨き、自らの専門性を高め、活かすことを通じて、国家・社会及び国際社会へ貢献できる人物となってほしい。」との想いが込められている。

本学においては、この建学の精神に含まれた想いを実現するものとして、本学で学ぶ者は、国際社会に生きる一人として、豊かな人間性を身につけ、国際的な視野を備えることができる大学であることが必要であると考えている。

4) 大学設置の理念

上記1) から3) に述べたところを踏まえ、公立であった京都市立看護短期大学の伝統と教育資源を承継し、この上に立って、四年制の私立大学として、建学の精神「明德・格物致知の実践」の下で一層の飛躍をすることを目指し、本学は、大学の設置の理念を「高度な医療技術と多様な社会ニーズに対応できる専門的な学術理論及びその応用を研究教授し、高度

な知識・技術・医療倫理、そして豊かな人間性を身につけ、幅広い教養と国際的な視野を備えた専門的人材を養成し、もって保健・医療・福祉の発展に貢献すること。」と定めるものである。

5. 教育理念

本学において看護を学ぶ者が、高度な知識や技術・医療倫理、そして豊かな人間性を身につけ、幅広い教養と国際的な視野を備えるためには、専門分野の枠を超えて普遍的に求められる知識や思考のための技術を獲得し、物事を論理的に分析、批判できる力を養うための教養教育を充実させることが重要である。社会や環境との関係において自己を理解する力、創造的な思考力、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力、物事の本質を正しく理解する力、そういった力の育成が必要である。

こうした教養教育の上に立って、健康の保持増進・疾病予防を含めた看護専門職として必要な基礎教育を身につけ、さらには、医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応していくための教育を充実するとともに、専門職としての自発的な能力開発を自ら継続できる能力の向上を図り、また、看護に係る学術研究を行う能力の基礎を育成することが必要である。

こうした考え方から、学士課程における看護系人材養成のための教育として、本学は、以下の三つのプロセスを実現することができる教育理念が必要と考えている。

- ① 諸科学から知を得るとともに、科学的根拠に裏付けられた看護実践のための科学的知識と批判的思考力を深め、生涯にわたって真摯に学び続け、課題を探求することで、新たな看護に係る智を創造できる力を鍛える。
- ② こうして知を獲得していく中で、社会や環境との関係において自己を理解するための力を深め、他者を尊重し気遣うことができる感性を高め、他者と豊かなコミュニケーションを図ることを可能とする。
- ③ これによって、看護専門職者として自立した個人は、生命を敬い、守り、人の尊厳と権利を擁護し、高度な知識や技術に裏付けられた適切な看護が提供できる。

上記の三つのプロセスは、本学の建学の精神である「明德・格物致知の実践」を看護学の分野における教育プロセスに具体化したものであるが、本学は、本学で看護を学ぶ者が、外界・他者に向ける関心、気遣い、思いやりといった心象の発現を「いつくしみ」という言葉で表し、以下に据える三つのいつくしみの力に象徴して、これを育て、鍛えることを本学の教育理念として据えるものである。

① 智をいつくしむ力

科学的知識と探究力、批判的および論理的に思考する力や創造力を高め、自律的、主体的に生涯にわたって真摯に学び続けることができる「智をいつくしむ力」

② 人をいつくしむ力

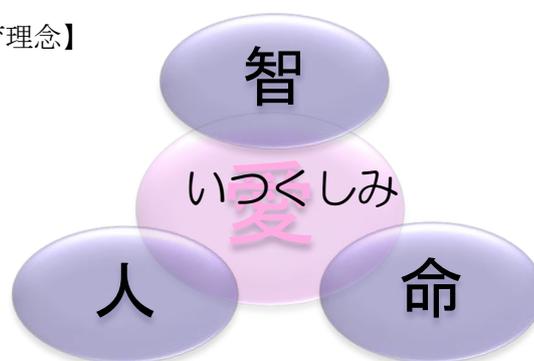
豊かな感性と幅広い教養にもとづく人間理解とありのままの自己を受け入れ、他者を唯一無二の存在として尊重し、敬意とケアリング（他者への思いやり・気遣い）をもって、人と深く相互的なコミュニケーションをとることができる「人をいつくしむ力」

③ 命をいつくしむ力

看護専門職としての自覚と高い倫理観を備え、人間の生命を敬い護り、人の尊厳と権利を擁護し、適切な看護を実践できる「命をいつくしむ力」

これら3つのいつくしむ力をシンボルとして表現したものが【図1 教育理念】である。

【図1 教育理念】



イ) 学生確保の見通しと社会的な人材需要

1. 入学定員(編入学定員含む)設定の考え方とその根拠となる学生確保の見通し

(1)入学定員(編入学定員含む)設定の考え方

厚生労働省の「第6次看護職員需給見通し」において、平成22年度の需要に対する供給率は98.9%と想定されていた。しかし平成22年12月に発表された「第7次看護職員需要見通し」では、「第6次看護職員需給見通し」の計画が達成できなかった事を受け、平成23年の供給率は96.0%に下方修正されている。また、平成27年の需要が150万1千人、供給が148万6千人と推計されており、依然として供給不足の状況を予測している。このように我国の看護師不足は慢性化している。

今後、医療の高度・専門化の加速度的進展や目前に迫っている超高齢社会における在宅医療ニーズの飛躍的上昇、7対1看護配置基準の導入に代表される患者の安全性確保の配慮など、看護職に求められる役割は増大すると共に需要も更に加速すると考えられる。

中長期的な看護職員の需給に関しては、「第7次看護職員需要見通し」において厚生労働科学研究費補助金研究課題『地域の実情に応じた看護提供体制に関する研究』の伏見清秀研究代表に対するヒアリングを基にした平成37年(2025年)における看護職員の需給についての推計が掲載されている。

それによると、現在のサービス提供体制を前提とするシナリオの場合、平成37年の需要数は約191万8千人から約199万7千人、一般病床を急性期と亜急性期・回復期等に機能分化し、医療資源を一層集中投入するシナリオの場合には、約183万9千人から約191万9千人と推計されている。一方、供給数は179万8千人と推計されている。この推計においても、需要数が供給数を上回る結果となり、看護職員確保の対策を多角的に検討し確保を確実なものにする必要性が述べられている。

一方、供給側の養成施設の状況を見ると、全看護師養成施設の第1学年定員は平成15年度

68,250 人から平成 24 年度 71,928 人へと伸びている。その中で、医療の高度・専門化などを背景にニーズが高まっている大学における看護師養成については、養成数は急速に伸びてはいるものの、平成 24 年度の第 1 学年定員が 16,975 人で養成施設全体に対する比率は 23.6%にとどまっている。

京都府においても看護師養成所は 22 校存在するが、大学は 6 校(国立 1、公立 1、私立 4)のみで第 1 学年定員は 455 人で全養成施設合計の 1,484 人の 30.7%であり、全国的にも京都府においても大学での看護師養成ニーズはまだまだ継続すると思われる。

大学の看護系学部学科の志願状況は好調である。下に示すように、京都市内の私立 4 大学合計の平成 24 年度受験者数は 3,484 人、合格者 848 人で平均倍率は 4.1 倍と高倍率となっており、看護師志望者の多くが大学進学を希望していることが読み取れる。

【表1 京都府内の看護系学部学科の入試状況(平成24年度)】

大学学部学科名	募集人数	志願者数	受験者数	合格者数	実質倍率
京都橘大学看護学部看護学科	95	1,378	1,345	295	4.6
明治国際医療大学看護学部看護学科	60	228	216	92	2.3
京都光華女子大学健康科学部看護学科	75	562	549	231	2.4
佛教大学保健医療技術学部看護学科	63	1,421	1,374	230	6.0
合計	293	3,589	3,484	848	4.1

出典:旺文社『蛍雪時代臨時増刊全国大学内容案内号』(2012年)

また、大学での看護師養成については、日本看護協会が平成 24 年 6 月に文部科学大臣宛に『看護職の人材養成に関する要望書』を提出しているが、その中で「今後の看護師へのニーズの増大に合わせ、看護学部の設置を更に推進し、大学における看護師養成の拡充がなされるよう要望します」と訴えている。

こうした状況の中で本学の第 1 学年入学定員 95 人、収容定員 400 人(うち、編入学定員 20 人)と設定することは、全国をはじめ京都府下を中心とした看護師不足解消に向けた一助となると共に強く求められている大学での看護職養成拡充にも合致している。また、以下に詳しく述べるが、入学定員の充足は十分可能であると認識している。

(2)学生確保の見通し

①地域的優位性

1) 本学への通学可能エリア

本学への通学が容易に可能となる学生の居住地としては、本学が立地する京都市内はもとより、阪急京都線沿線の京都府向日市・長岡京市、大阪府高槻市・茨木市、京阪線沿線の大阪府枚方市・寝屋川市、JR山陰線沿線の京都府亀岡市、JR東海道線沿線の滋賀県大津市・草津市など京都・大阪のベットタウンとして発展し続ける衛星都市群が多数含まれている。さらには大阪府のほぼ全域、尼崎市から神戸市までの兵庫県阪神間地域、奈良県の北部地域も、通学圏とすることは可能であり、学生確保の基盤は安定していると考えられる。

【資料イ-1】周辺都市からの本学へのアクセス 参照

2) 本学の立地

本学の立地は、JR 京都駅からバスで 15 分、JR 丹波口駅から徒歩 10 分、阪急京都線西院駅から徒歩 9 分、京阪五条駅からバスで 15 分、地下鉄烏丸五条駅からバスで 10 分であり、京都市の市街地のほぼ中央に位置している。受験生にとって通学に便利であると認識されており、この点からも学生募集には効果的である。競合が予想される他大学や専門学校と比べて最も通学に便利な部類に入る。

【資料イ-2】京都市内における看護師養成施設一覧 参照

②第三者機関による本学への入学ニーズ調査及び調査結果からの学生確保の見通し

本学への高校生の入学ニーズ等を調査するため、第三者機関である株式会社紀伊國屋書店と特定非営利活動法人進路総合研究所に依頼し、高校生向けのアンケート調査を平成 24 年 11 月 5 日～12 月 14 日にかけて行った。

調査対象高等学校については、本学が立地予定である京都市を中心に、通学圏と想定される 5 府県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)の全日制高等学校 35 校を偏りなく抽出し、株式会社紀伊國屋書店及び特定非営利活動法人進路総合研究所より調査協力の依頼を行った。35 校のうち、3 府県(滋賀県、京都府、大阪府)に立地する 21 校(1,948 名)より調査協力の承諾を得た。

調査を実施した府県別の高等学校数は、滋賀県が 7 校、京都府が 7 校、大阪府が 7 校であり、通学想定圏において偏りなく実施したと言える。通学圏については、通学時間 90 分までの地域を想定している。

回答者である高校生の居住地区については、アンケート問 9 の結果で示したように、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の 5 府県に分布している。設置者別では、公立高等学校が 6 校、私立高等学校が 15 校となっている。私立の高等学校が割合として比較的多くなったのは、アンケート調査協力において、女子校をはじめとした私立の高等学校の受諾が多かったためである。

また、高等学校ごとのアンケート回収数も大きなばらつきは無く、ほとんどの高等学校より、50 名から 150 名の範囲で回答を得ており、特定の高等学校から突出して多く回答を得ているということはなく、入口調査アンケートの母集団としては妥当なものであると言える。

回答者の男女比は、アンケート問 8 の結果で示したように、回答者 1,948 名中、男性が 39.1%、女性が 59.3%となっている(無回答が 1.6%)。回答者数における女子の割合が男子よりもやや多くなったが、この点については、男女別のクロス集計を行い、「入学意思と性別の関係」についての分析も実施している。

調査にあたっては、①学部学科の名称、②設置理念と養成する人材像(本学の人材養成の基本方針や想定している卒業後の主な進路、カリキュラム・教育内容の特徴をコンパクトに明示)、③設置場所(アクセス)を見た上で回答して貰うよう配慮した。学生納付金に付いては明示しなかったが、それは近隣(滋賀県、京都府、大阪府、奈良県)の私立大学看護学部学科の学生納付金にそれ程大きな差が無いこと、本学が想定している学生納付金はそれらの中のほぼ平均値であり、京都府内の 4 大学に限ると最も低いこと、アンケートをお願いした高等学校からは出来るだけ短時間での実施を要望する声が多かったことによる。

【資料イ-3】近隣の競合校の学費(2012年度) 参照

調査結果の詳細は、添付している報告書【資料イ-4】「京都看護大学看護学部看護学科(仮称)の入口調査に係るアンケート結果報告書」に譲るが、回答者である1,948人中、本学を「受験したい」と回答した者は193人(9.9%)、「受験を検討したい」と回答した者は308人名(15.8%)で、受験意思を示した者の合計は501名と、第1学年入学定員95名の5倍を超えた。

さらに、上記の受験意思を示した501人のみに対して、入学意思を訊ねた「京都看護大学に合格したら入学したいと思いますか？」(問7)の回答状況は、

・ ぜひとも入学したい	201人 (40.1%)
・ 併願校の可否によっては入学を検討する	221人 (44.1%)
・ あまり入学したいとは思わない	32人 (6.4%)
・ わからない	44人 (8.8%)
・ 無回答	3人 (0.6%)

という結果であった。「是非とも入学したい」という強い入学意思を示したものが201名であり、予定入学定員95名の2倍を超えた。これはアンケートの回答者全体の10.3%に相当する。

本学としては、この調査結果を踏まえ、今回のアンケート結果の回答者において、開学初年度の学生確保に関して以下のような見通しを持っている。

- ・ 受験者数：「受験意思を示した501名」の約90% (・・・①) = 450人
- ・ 合格者数：最低でも3倍程度の選抜を行う (450×1/3) = 150人
- ・ 入学者数A：75名 (150名×50%) の80% (専願入学率・・・②) = 60名
→150名の合格者の内「ぜひとも入学したい」回答者が50%存在すると想定
→それらの入学率を80%と想定
- ・ 入学者数B：75名 (150名×50%) の40% (併願入学率・・・②) = 30名
→150名の合格者の内「併願校の可否によっては入学を検討する」回答者が50%存在すると想定
→それらの入学率を40%と想定
- ・ 入学者数計 (A+B) : 90名

なお、上記の「受験意思を示した者の中の受験者数」(・・・①)と「専願者と併願者の入学率」(・・・②)の根拠は以下である。

【①「受験意思を示した者の中の受験者数」90%の見通しについて】

日本私立学校振興・共済事業団が発表している「平成24年度私立大学・短期大学等入学志願動向」の「4. 学部系統別の動向(大学)」の「保健系」の平成24年度の志願者数は138,556人で受験者数は133,595人であり、受験率(受験者数/志願者数)は96.41%であった。大学全体の受験率は96.14%であり、全体よりも保健系の方が若干高い数値を示している。また、下表は近隣(京都府内)の看護系学部学科の平成24年度の入試結果であるが、合計の受験率(受験者数/志願者数)は97.07%と日本私立学校振興・共済事業団の保健系よりも更に高い数値を示してい

る。この事は、看護系学部学科志願者の受験意欲が一般よりもかなり高いことを示している。

こうした数値を参考に、受験意思を示した501名の約90%が受験すると仮定した。また、入口調査に係るアンケートの「受験意向」に関する結果（問6）は、

(1)受験したい	193名（9.9%）
(2)受験を検討したい	308名（15.8%）
(3)受験したいと思わない	888名（45.6%）
(4)わからない	535名（27.5%）
(5)無回答	24名（1.2%）

であり、「(4)わからない」が535名(27.5%)存在する。実際には、これらの中からの受験が期待でき、450名程度の受験生確保は可能と考えている。

加えて、近隣(京都府内)の看護系学部学科の平成24年度の入試結果である前述の

「表1 京都府内の看護系学部学科の入試状況(平成24年度)」を見ても、450名程度の受験生確保は可能と思われる。

【②「専願者と併願者の入学率」80%（専願者）、40%（併願者）の見通しについて】

上述の日本私立学校振興・共済事業団が発表している「平成24年度私立大学・短期大学等入学志願動向」の「4. 学部系統別の動向（大学）」の「保健系」の平成24年度の合格者数は46,612人で入学者数は25,708人で入学率（入学者数/合格者数）は55.15%であった。大学全体の入学率（入学者数/合格者数）は42.48%であり、全体よりも保健系の方がかなり高い数値を示している。

本学は、「ぜひとも入学したい」と回答した者の入学率を80%、「併願校の可否によっては入学を検討する」と回答した者の入学率を40%と想定しているが、本学が想定している合格者数150人に日本私立学校振興・共済事業団の集計による入学率（入学者数/合格者数）42.48%を適用すると83名（150人×0.5515=82.7人）となり、想定した入学者数90名に概ね近似する。

上記の入学者の予測は、今回実施したアンケートに限定した予測であり、上記の通学想定圏内には今回のアンケート回答者以外の多くの受験生が存在する。また、京都市という立地を考えれば、アンケート回答者の居住エリア(京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県)以外からも一定数の受験生が期待できる。従って、上記の受験者数・合格者数・入学者数は最低限の(最悪の状況を想定した)ものであると認識している。

前述したように、京都市内の私立4大学合計の平成24年度受験者数は3,484人、合格者849人で平均倍率は4.1倍であるが、本学はそれらの大学中でも最も厳しい選抜を行っている大学と同じ、6倍程度の選抜を目指す。

③入学ニーズ調査以外の視点からの学生確保の見通し(重層的な認識)

1) 大学における看護師養成拡充ニーズへの対応

看護師養成施設への入学ニーズは全体として高く、高校卒業生が進学する大学・養成所(3年課程)・短期大学とも、平成20年度から平成24年度にかけて志願者数を大きく伸ばしている。

【資料イ-5】看護師養成施設の募集状況 参照

中でも大学の伸びが顕著で、全国の大学の看護学部学科設置数が168(平成20年度)→208(平成24年度)、入学定員数が13,193→16,975と増えているが、受験者数は59,822→98,054と設置数・定員の伸びを上回る伸びを示しており、実質倍率は2.69→3.35となっている。定員充足率も全国平均で109.4%と過密とも言える状態が続いている。

本学の所在する近畿圏においては、平成24年の大学平均の実質倍率が京都3.63、大阪府3.90、定員充足率が京都府113.8、大阪府112.0と全国平均を上回っている。

前述のように、中長期的に看護職員の不足が深刻な問題となっており、養成が急務となっているが、中でも医療の高度・専門化などを背景に大学における看護師養成の拡充が看護協会など関係者から強く求められている。一方で、高校卒業生が進学する大学・養成所(3年課程)・短期大学の中での大学の入学定員の割合は、急速に伸びてはいるが、平成24年度で40.0%(准看護師養成施設など含めた全養成施設全体では23.6%)であり、更なる拡充が必要である。こうした観点からも本学の学生確保は中長期的に問題無いと考えている。

2) 近隣の競合校の状況

本学が競合すると思われる京都府、大阪府の大学の看護系学部学科の学生募集状況は極め順調である。【資料イ-6】競合校の状況は、競合校の平成21年度入試から平成24年度入試の状況をまとめたものであるが、平成24年度入試に結果において私立15大学中10大学が実質倍率4.0倍以上となっている。3.0倍未満の大学は僅かに3大学しか存在しない。

本学としては、これら競合大学に負けない教育・研究に努める準備を進めており、また前述のように本学の立地はこれら競合大学の中でも最も有利な部類に入るので、学生確保は問題無いと思われる。

④ 学生確保に向けた取り組み

本学は、第三者機関に委託した入学ニーズ調査において、単に入学ニーズのみを調査するのではなく、学生募集方針立案の為の基礎資料となることを意識し、第三者機関に内容等を指示した。例えば、以下のような事項である。

- ・ アンケート対象校のセレクトにおいて、通学エリアの高校について学生募集対象としての重要度を分析した。(重要度の高い高校からアンケートを依頼した)
→競合看護大学への合格者数、看護コースの有無、女子生徒数などによる分析
- ・ アンケート実施時に伴い高校の進路指導教員に対するヒアリングの実施
- ・ アンケートで進学先選択のポイント等についての質問

これらの情報を分析すると共に一般的な情報も組み込み、学生募集方針を立案し、具体的な活動スケジュールを作成している。

本学のように小規模な大学においては、マス媒体等に頼る学生募集・広報ではなく、具体的にターゲットを絞り個々の受験生や高校教員と膝詰めで対話するようなキメの細かい学生募集・広報こそが必要である。

従って、上述のような高校毎の分析を基に、

- ・ 具体的にターゲット高校を決め、優先順位を付け、頻繁に高校を訪問する
- ・ 業者が実施する会場ガイダンスを重視し、出来るだけ多くの高校生に直接接触する
- ・ インターネット中心のターゲットを絞り込んだ情報提供
- ・ 総合的な本学の情報を直接伝えることができるオープンキャンパスの重視

などを柱とする活動を予定している。

学生募集・広報活動の責任者としては他大学での経験のあるベテラン職員を置き、個々のスタッフ毎に具体的な目標を設定し、その達成状況を毎週チェックするシステムを採用する。

(3) 編入学定員確保の見通し

本学は3年次への編入学定員10人を予定しているが(1年次入学定員95人で、収容定員400人)、編入学資格として以下を課している。

- ① 短期大学(看護師養成課程)を卒業した者及び卒業見込みの者
- ② 専修学校の専門課程(看護師養成課程)のうち、文部科学大臣の定める基準(修業年限2年以上で、総授業時数1,700時間以上)を満たす課程を卒業(修了)した者及び卒業(修了)見込みの者で学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者。

従って、本学への編入学生の出身学校として想定される京都府内の看護専門学校15校の最終年次生の定員は760人であり、一方、京都府内で編入学試験を行っている大学は3大学で、合計の編入学定員は37人という状況である。

【資料イ-7】京都府及び近畿圏の大学の編入学試験状況 参照

また、京都府内の病院等へのアンケート結果(173団体中56団体が回答)からも、「(現職看護師を)編入学させたい」が2団体(3.6%)、「条件が合えば編入学させたい」が43団体(76.8%)という結果を得ており、1団体1人であっても45人の編入学希望が伺える。

【資料イ-8】京都看護大学看護学部看護学科(仮称)の出口調査に係るアンケート結果報告書
さらに、学校法人育英館が運営する、高知県の四万十看護学院(3年制看護専門学校、入学定員40人)とは提携を予定しており、その卒業者から編入学希望者が確実に期待できる。

新たに看護専門学校1年生を対象に大学3年次編入希望調査を別添の通り実施した。

〈結果〉

京滋(京都・滋賀)地区24校1,276人のうち21校855人及びグループ校1校の学生44人の計899人より回答を得た(回収率70.4%)。有効回答率70.0%であった。

- ・ 大学3年次編入したいか . . . 263人(29.4%)の者が肯定的な意見。
- ・ 最も重視するポイント . . . 「学士資格」81人(30.8%)
「学費」52人(19.8%)
- ・ 大学3年次編入したい263人のうち本学に編入したい . . . 179人(75.7%)

〈考察〉

1. 近隣地区からの編入学生の確保

現在、隣接する5府県の看護大学は38校あるにもかかわらず、編入学実施大学は、滋賀県2校、京都府3校、大阪府4校、兵庫5校、奈良1校の合計わずか15校である(資料イ-7 京都府及び近畿圏の大学の編入学試験状況)。私立大学においては6校のみであり、年々入学定員

も減少しているために、倍率も増加している(資料 1、2)。本調査の結果では、本校への編入希望者は調査対象者 (n=893) の約 22% (197 人) であり、また、本学のある京都府においては他県と比較して編入希望者も多く(p=0.006)、京都府内からの編入希望者が一定人数確保できるものと予測できる。

2. 継続した編入学生の確保

資料 3 より、ここ 20 年間大学卒業者の占める割合は増えたものの、編入学の対象となる短期大学、高等学校(5 年一貫制・専攻科)、厚生労働省指定専修・各種学校、文部科学省指定専修学校の卒業生の総数は 4 万前後の横ばいで推移しており、さらに文部科学省が推進する社会人編入学の門戸を広げることも含めると、編入学対象学生数が増え継続して編入学生が確保できると考える。

3. 専門学校生からの編入学生の確保

資料 4 より、短期大学からの編入学の割合は 2000 年に約 2.4% でピークをむかえ、その後は下降している。一方、専門学校生の編入学の割合は約 0.4% であるが、1997 年より横ばいで推移している。学士力を持った質の高い幅広い知識を持った看護師の養成がいっそう求められており、今後も専門学校生の一定の編入学希望者が期待できる。

4. 編入学生の学力の担保

看護医療進学ネット看護・医療系専門学校入試倍率⁷⁾によると、看護専門学校の入試倍率は隣接する 5 府県の平均は 4.06 倍であり、看護専門学校への入学は一定の学力を要すると推察される。さらに、資料 2 により隣接する 5 府県の編入学倍率は 2.3~5.8 倍と高く、本学においても入試の選抜方法の工夫などによって、編入学生の一定の学力が担保できるものとする。

以上から、近隣の地区などからの学力の担保された編入学生 10 人を継続的に確保できるものとする。

2. 卒業後の進路と養成する人材を受け入れる側の需要

(1) 人材需要の見通し

① 全国の動向

国においては、平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」において、医療・介護・健康関連産業は「日本の成長牽引産業」として位置づけられているとともに、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備する上で「看護職員の確保対策を推進していくことは重要な課題である。」と位置付けられ、引き続き看護職員確保対策を推進するとされている。

中でも「養成力の確保」が項目の 1 番目に掲げられ、「中長期的には、少子化の一層の進行も予想されることから、例えば、現在、13% 程度である看護師等学校養成所の入学者の男性比率について、その向上を図ること等も含めた対応を検討していくことが必要である。」「多様な社会経験を有する者にとっても、看護師等学校養成所を経て看護職員となるのが魅力的な選択となるよう、就学支援等の強化を図っていくべきである。」など、具体的な課題が示されている。また、「再

就業支援」についても看護職員確保対策の重要課題として掲げられている。

平成 22 年 12 月 21 日厚生労働省の「第 7 次看護職員需要見通し」によると、看護師の需要は平成 23 年の約 140 万 4 千人から平成 27 年には約 150 万 1 千人に増加するものと見込まれ、需要増加率は約 6.9%となっている。

それに対して、供給見通しは、平成 23 年の約 134 万 8 千人から平成 27 年には約 148 万 6 千人に増加するものと見込まれ、供給増加率は約 10.2%となっている。その構成は当初就業者数約 132 万 1 千人から約 144 万 8 千人、新卒就業者数約 5 万人から約 5 万 3 千人、再就業者数約 12 万 3 千人から 13 万 7 千人、そして退職等による減少者が約 14 万 5 千人から約 15 万 2 千人である。

この需要者数と供給者数の見通しによれば、看護師の不足数の差は減少しているが、いずれにしても不足状態であることに変わりはない。また、同報告書では、需給見通しの数値について、「医療現場における看護職員不足の実態を反映したものとなっていないのではないか」、「需要数の加算をさらに行うべきではないか」との意見もあったとされている。

前述(イ-1-(1)入学定員設定の考え方)したが、この「第 7 次看護職員需要見通し」において中長期的な看護職員の需給に関しても触れられている。

それによると、現在のサービス提供体制を前提とするシナリオの場合、平成 37 年の需要数は約 191 万 8 千人から約 199 万 7 千人、一般病床を急性期と亜急性期・回復期等に機能分化し、医療資源を一層集中投入するシナリオの場合には約 183 万 9 千人から約 191 万 9 千人と推計されている。供給数は 179 万 8 千人と推計されている。

一方、大学における看護師養成に関しては、平成 23 年 3 月 11 日に国の「大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会」から『大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会最終報告書』が提出された。そこでは、「今後の学士課程における看護系人材養成においては、専門職として能力開発に努め、長い職業生活においてもあらゆる場で、あらゆる健康レベルの利用者のニーズに対応し、保健、医療、福祉等に貢献していくことのできる応用力のある国際性豊かな人材養成を目指す。」とされており、大いに期待されている。前述した日本看護協会が平成 24 年 6 月に文部科学大臣宛に『看護職の人材養成に関する要望書』と併せ考えれば、今後の看護師養成において大学の比率がますます上がり、中心になるものと思われる。

②京都府の動向

平成 22 年 12 月発行の「京都府『看護職員需給見通し』の改訂について」において、平成 23 年から 27 年までの 5 年間の京都府下の看護職員の需給予測が発表されている。その予測によると、平成 27 年の京都府における看護職員の需要は 30,780 人であり、平成 21 年より看護職員の需要は毎年 500 人以上増加していくと予想されている。その需要を満たすために、「平成 27 年までに約 3,300 人の増加を見込むことで需給が均衡し、今後、年平均約 550 人の増加を図る必要がある」と取りまとめられている。

これを受け、京都府においても、「関係団体との協働により看護職員確保対策をより積極的に推進展開していくことにより、安定的な看護職員の供給をめざす。」とされている。

また「厚生労働省 平成 22 年 病院報告の概況」によると、都道府県別の 100 床あたりの看護師数の比較において、京都府は 52 人であり、47 都道府県中 36 位であり、1位の長野県の 61.4 人と比較すると 10 人ほどの差がある。京都府における看護師数は、他の都道府県に比べ低い水

準にあり、看護師の需要は高いと言える。

③京都市の動向

京都市においては、人口 10 万人当たりの病院勤務看護師数は政令市の中では比較的に高い部類に入る。「厚生労働省病院報告」によると、平成 22 年 10 月 1 日時点での京都市の病院勤務の看護師数は、10,567 人と、全国 19 の政令指定都市において 6 番目に多く(政令指定都市の平均は 8,152 人)、また人口 10 万人あたりの看護師数も 717 人と、政令指定都市中 5 番目に多い。しかしながら、指定都市、特別区、中核市に枠を広げると状況が変わる。「厚生労働省 平成 22 年 病院報告の概況」によると、指定都市、特別区、中核市における 100 床あたりの看護師数は、京都市は 45.7 人となっており、61 都市中 41 位であり、低い部類に入る。最も多い大津市(59.8 人)や高槻市(59.4 人)と比べると 15 人もの差がある。

一方で、京都市内における看護師養成状況は、平成 24 年度末現在で、看護養成施設 22 校(大学 6、短大 1、専門学校 15)があり、定員数は合計 1,164 人(ただし、同数には、現在は学生募集を停止している京都市立看護短期大学の 50 人を含む)となっている。

こうした状況の中で、京都市は、平成 21 年 3 月に策定された「京都市立看護短期大学の四年制化に関する考え方」において、京都市立看護短期大学の教員の受け入れが可能であり、かつ看護短大の教員とともに一から教育システムの構築が可能で、京都市の意向や政策の反映並びに奨学金制度の創設・充実に関する協力が得られる大学と公民協力により、民設民営方式で看護短大を四年制化する方針を発表している。

これは、質の高い看護職員養成と市内医療機関への看護職員供給の改善の双方を狙いとするものであり、病院勤務の看護師の絶対数、人口あたりの看護師数も他の都市に比べてそれ程遜色はないが、看護師の需要、特に質の高い看護師の需要が強いという京都市の特性を背景としたものである。

この「京都市立看護短期大学の四年制化に関する考え方」は、その後、部分的に変更されたが、この基本方針にのっとり本学設立は計画された。本学にとって、質の高い看護人材を育成し、京都市を中心とする医療機関等へ看護職員を供給することは責務とも言える。

(2) 京都府内の病院等への本学卒業生の採用意向調査【資料イ-8】京都看護大学看護学部看護学科(仮称)の出口調査に係るアンケート結果報告書 参照

① 調査概要

本学卒業生の採用意向を調査するため、第三者機関である株式会社紀伊國屋書店とNPO法人進路総合研究所に依頼し、実施した。調査にあたっては、大学の概要と養成する人材像(本学の人材養成の基本方針をコンパクトに明示)を見た上で回答して貰うよう配慮した。

調査期間	平成 24 年 12 月 10 日～平成 25 年 2 月 1 日
調査対象	京都市を中心とし京都府内に所在する病院、訪問看護ステーション、介護施設等
調査方法	郵送によるアンケート用紙を配布し、回収
回収数	173 事業所に依頼し、56 事業所(内訳 病院:49、訪問看護ステーション:1、その他:4、無回答:2)から有効回答を得た。

② 調査結果

本学卒業生の採用意向について質問した問 3-A「貴院は、京都看護大学看護学部(開設準備中)を修了した卒業生の看護師を、採用してみたいと思われませんか」の回答状況は、

- ・ 是非とも採用したい 20 件(35.7%)
- ・ 採用を検討したい 25 件(44.6%)
- ・ 採用したくない 0 件(0.0%)
- ・ わからない 11 件(19.6%)
- ・ 無回答 0 件(0.0%)

という結果であり、全体として強い採用意向を示している。さらに、「是非とも採用したい」「採用を検討したい」と回答した 45 の病院等に対して採用人数を問うた、問 3-B「貴院は、京都看護大学看護学部(開設準備中)を終了した卒業生の看護師を、採用してみたいと思われませんか」の回答状況は、【資料イー8】出口調査報告書 5・22 頁を参照。

- ・ 1 人 4 件(8.9%) → 4 人採用意向
- ・ 2 人 13 件(28.9%) →26 人採用意向
- ・ 3 人 12 件(26.7%) →36 人採用意向
- ・ 4 人 4 件(8.9%) →16 人採用意向
- ・ 5 人 7 件(15.6%) →35 人採用意向
- ・ 6~10 人 2 件(4.4%) →12 人採用意向(6×2 でカウント)
- ・ 11人以上 2 件(4.4%) →22 人採用意向(11×2 でカウント)
- ・ 無回答 1件(2.2%)

であり、合計で 151 人の採用意向があった。

京都府には 177 の病院が存在し、本学卒業生の就職先としては、病院以外にも診療施設、地域の福祉施設、企業などその範囲は広い。今回のアンケートの回収率が低く、有効回収件数は 56 件にとどまった中で卒業学年定員の 105 を大きく超える採用意向があったことは、本学卒業生の採用見通しの明るさを示している。

(3) 進路指導体制と想定される卒業後の進路

学生の進路指導については、看護学科の教員の指導の他、学生支援課の就職担当者や本学内に設置する「看護の智協働開発センター」と実習先を中心とする病院等との連携による説明会をきめ細かく実施し、病院以外の各種団体や機関等も含めた多くの選択肢の中から適性の高い進路を選択できる体制を整える。

また、将来の研究者を目指した大学院進学については、完成年度の翌年度(平成 30 年度)に大学院を設置することを構想として計画しており、積極的に指導・支援を行っていく予定である。

(4) 想定される具体的な進路先

- (ア) 医療・福祉施設:病院・診療所、老人保健施設、訪問看護ステーションなど
- (イ) 行政・自治体、保健・福祉施設:保健所、市町村保健福祉センター、学校保健室、居宅支援センター、精神保健福祉センターなど

- (ウ) 民間企業団体などの健康管理部門、看護師養成施設などの教育機関
 - (エ) 国際貢献として、海外ボランティア団体、政府機関、国際医療機関、NGOなど
- さらには、大学院進学、海外留学などが想定される。

ウ) 学部学科の特色

1. 看護学部の機能と特色

平成 17 年 1 月に出された中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、本学看護学部においては、学部の目的である「看護専門職者を育成することから、②高度専門職業人養成を重点的に担う。また、京都市立看護短期大学の教員、図書、備品等の教育資源を承継し、伝統を引き継ぎながら京都市民、学生、教員、臨床の看護職がそれぞれの知を出し合い、地域の人々の健康課題に有効な臨床の智を創造し、地域に還元していく。そのために本学附属施設として「看護の智協働開発センター」を設置していくことから、⑦社会貢献機能の中の特に地域貢献機能を重点的に担い、特色としていくものである。

2. 看護学部の教育研究理念

前述した本学の【図1 教育理念】で示した「3 つのいつくしみ」より、本学看護学部の教育研究理念を以下に示す。

本学の目指す教育研究理念は、①「智をいつくしむ」領域、②「人をいつくしむ」領域、③「命をいつくしむ」領域という 3 つの領域で表される。【図2 教育研究の理念】参照。

①「智をいつくしむ」領域

- (1) 臨床の知から看護の智を紡ぐ:「看護の智協働開発センター」における地域の人々との交流や国際交流を通して、臨床の知から新しい看護の智を開発する。
- (2) 研究的社会貢献:看護の臨床・看護教育・看護理論に関する研究的社会貢献を持続的に行う。

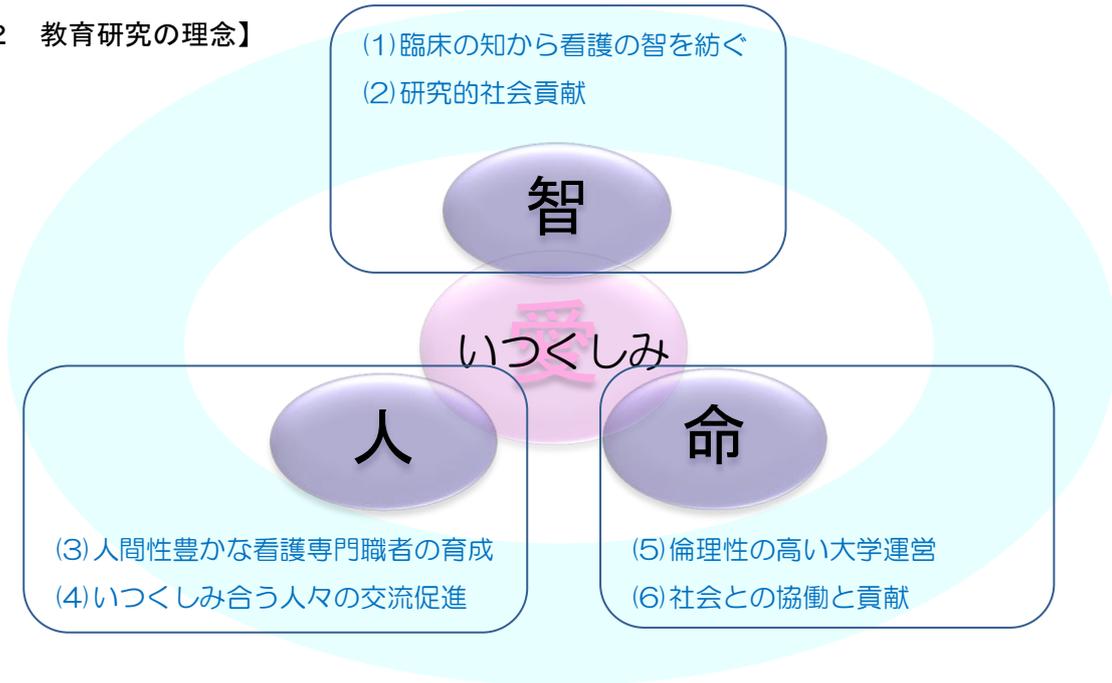
②「人をいつくしむ」領域

- (3) 人間性豊かな看護専門職者の育成:智へのいつくしみ・人へのいつくしみ・命へのいつくしみの気持を備えた人間性豊かな学生・教員・看護専門職者の成長を支援する。
- (4) いつくしみ合う人々の交流促進:学生間の交流のみならず広く教員・市民・クライアント・看護師・臨床指導者との交流を行う中で「いつくしみ」の精神、ケアリングマインドを醸成・伝播してゆく役割を担う。

③「命をいつくしむ」領域

- (5) 倫理性の高い大学運営:看護者として命をいつくしむには、高い意識と倫理観が求められるが、命を擁護する教育を行う場を保証するうえで、大学運営においても、高い倫理観と透明性を確保することが必須となる。大学組織そのものが高い倫理観に貫かれていることで、大学の場合そのものも倫理的雰囲気を保ち、それが看護倫理教育上の礎となる。
- (6) 社会との協働と貢献:大学が地域と密着して共に生きる中で、地域のニーズを調査し開示すること、ヘルスプロモーションや公開講座等を行うことにより、地域および社会と協働すると同時に地域および社会に貢献してゆく。

【図2 教育研究の理念】



3. 看護学部看護学科の教育目的・教育目標

1) 教育目的

大学の設置の理念である「高度な医療技術と多様な社会ニーズに対応できる専門的な学術理論、高度な知識・技術・医療倫理、そして豊かな人間性を身につけ、幅広い教養と国際的な視野をそなえた専門的人材の育成」を、上記において教育理念に据えた3つのいづくしみの力の養成を通じて達成するため、本学においては、看護学部看護学科の教育目的を「幅広い教養と高い倫理観にもとづくヒューマンケアリングと、科学的知識ならびに合理的判断によって人びとの健康・生活・環境を適切に支援するとともに、これらの活動を通して看護固有の価値と専門性を発揮しつつ、これからの少子高齢社会の保健・医療・福祉に貢献し、また国際的視野に立って時代を切り開く、実践的かつ創造的な看護専門職者を育成する。」と定める。

2) 教育目標【図3参照】

看護学部看護学科の教育目的を達成するために、本学は、具体的に以下の6つの教育目標を設定する。

① 智をいづくしむ力の育成

看護学では看護・医療に関連した幅広い知識体系を学び、確かな基礎看護実践能力を身につけることに加えて、諸学の知性を鍛え、課題の発見や問題解決への基礎的能力を身につけることが重要である。また、一方で、人の人生や苦悩と深く関わる学問であることから豊かな教養と幅広い智が必要とされている。さらに看護師には、目覚ましい看護・医学の進歩に後れることなく、生涯にわたって自己研鑽し、看護専門職としての能力を向上・発揮し続けることが必要である。こうしたことを踏まえ、智をいづくしむ力を育成するための教育目標として、以下の2つを定める。

(1) 科学的論理的思考力：

エビデンスに基づいた科学的知識と論理的思考力、的確な判断力と深い洞察力を鍛える。

(2) 探求力と生涯学習能力：

知的好奇心と真理の探究力を伸長し、看護専門職者として自律的、主体的に、国内・国際社会に向けて発信しつつ、生涯真摯に学び続ける力を育む。

② 人をいつくしむ力の育成

看護専門職を養成する看護学士課程の根幹をなすものとして、教養教育がある。また看護は、‘人間関係形成過程’を伴いつつ相互主体的な関わりの中で‘ケア’が進展する。そのため、日本語はもとよりグローバルな語学力の基礎を身に付けることが必要である。加えて看護専門職者として市民、患者および他職種と良好なコミュニケーションを身に付けることも必要である。臨地実習の経験をもとにして、実践と理論を繋ぎながら‘ケアとなるコミュニケーション’を学び、発展させ、日本文化に根付いた他者に対する‘いつくしみ’をもったケアリングマインドとコミュニケーション力の豊かな人材の育成が必要である。こうしたことを踏まえ、人をいつくしむ力を育成するための教育目標として、以下の2つを定める。

(3) 全人的人間理解

幅広い教養と豊かな感性をもって、全人的人間理解を深める力を培う。

(4) ケアリングとコミュニケーション

自己と他者をありのままの存在として受け入れ、唯一無二の存在として尊重し、敬意とケアリング（他者への思いやり・気遣い）をもっていつくしみ、深く相互的なコミュニケーションを結ぶ力を養う。

③ 命をいつくしむ力の育成

看護師として命をいつくしむには、高い職業意識と倫理観が求められる。特に高度先端医療が進み、複雑で多様な倫理的判断に接することになる学生には、様々な角度から職業倫理や権利擁護について考えを深める機会を提供し、命を擁護できる人材を育成することが必要である。また現代では医療の高度化や入院患者の高齢化、患者の安全の確保や権利意識の向上、在院日数の短縮に伴い入院患者に占める重症患者の割合の増加、地域連携、在宅医療・看護の拡大などに対して、グローバルな視野とローカルな地域密着の視点を持って活動できる看護師が求められている。そのためには、看護課題を抽出できる洞察力を持ち、医療・看護政策にも反映していく活動力も重要である。高度専門職業人としての使命を自覚し社会、医療の動向と人々のニーズを敏感にとらえ他職種と協働しながら、創造的で適切な看護を実践できる力を育てていくことが必要である。こうしたことを踏まえ、命をいつくしむ力を育成するための教育目標として、以下の2つを定める。

(5) 職業倫理と人権擁護

看護専門職としての自覚と高い倫理観を以って、人間の命と尊厳を尊重し、人権を擁護する力を育む。

(6) 適切な看護実践

専門的かつ創造的で質の高い、適切な看護実践能力を培う。

この3つのいつくしみに係る教育目標を添付の【資料ウ】教育目標と教育課程の対比表に示すとおり、各教育課程において具体化する。

以下においては、看護師教育の指定規則に設けられている科目以外に配置した科目（ただし一部指定規則の内容が含まれるものもある。）についてその概略を掲げる。

(1) 教育目標「科学的論理的思考力」に係る科目

本教育目標を実現するための特徴的な科目として、「クリティカルシンキング」「暮らしの中の統計処理」「保健統計学」「日常生活の科学」を配置している。

クリティカルシンキングは、臨床現場で直面するさまざまな課題について科学的にまた論理的・構造的に解決するための実践的・批判的な思考力やスキルを学ぶもので、京都市立看護短期大学では十分には行えなかった論理力や批判力の養成にもつながるものである。

暮らしの統計処理は、臨床や研究においてさまざまな解析手法を使いこなすことを目指すものである。また保健統計学は、統計学的分析及びその利活用について考えるもので、いずれもエビデンスに基づいた科学的知識や論理的思考力の養成につながるものである。

日常生活の科学は、日常に潜む物理学、科学現象を分析し、説明することを学ぶものである。

これらは、エビデンスに基づいた科学的知識と論理的思考力を養うという点において、本教育目標「科学的論理的思考力」の獲得を具体的に達成するため配置した科目である。

(2) 教育目標「探究力と生涯学習能力」に係る科目

本教育目標を実現するための特徴的な科目として、「情報リテラシー」「基礎ゼミ2」「生涯学習論」「課題探究実習」「課題探究Ⅰ」「課題探究Ⅱ（看護研究）」「看護キャリア開発論」を配置している。

情報リテラシーは、あらゆる分野に浸透するITについて、インターネットの社会空間とは何か、メリットや問題点、情報社会との接し方といったことを学ぶ。

基礎ゼミ2では、学生が主体的に学習するスキルを会得することを目的としている。

生涯学習論は、学習態度の形成、生涯学習をバックアップするさまざまな研修制度などの社会的支援の活用について学ぶ。

課題探求実習や課題探求Ⅰ、課題探求Ⅱは、基本的な研究方法を学び、看護のニーズや課題を研究課題として設定し、卒業研究である課題探求につなげるとともに、文献展望・研究計画の立案・調査・考察の一連のプロセスを実際にたどり、研究結果を導き出すなどを目的に行う。

こうした科目は、京都市立看護短期大学では十分には行えなかった主体的な学修を継続する力の育成にもつながるものでもあり、知的好奇心と真理を探究する力を育み、看護専門職として自律的、主体的に生涯真摯に学び続ける能力の基礎を培うものであるという点において、本教育目標「探究力と生涯学習能力」を具体的に達成するため配置した科目である。

(3) 教育目標「全人的人間理解」に係る科目

本教育目標を実現するための特徴的な科目として、「哲学と倫理」「家族とジェンダー」「死生学」「臨床人間学」「臨床心理学」を配置している。

哲学と倫理は、人間理解を深め、また医療倫理やケア論などの基礎的な素養ともなるものである。

家族とジェンダーは、女性の権利についての視点から家族や女性の現状とこれからについて考えていくものである。

死生学は、臨床現場に臨む前に自分の死生観を築くため人の死を多様な観点から学習するものである。

臨床人間学では、臨床から人間に関する知見を学び、整理して、病む人間の見方やとらえ方の基礎を身につけ、人間観を涵養する。

臨床心理学は、心理的な問題を抱える人をどのように援助できるのかという臨床心理学的な知識と解決方略等を学ぶため配置している。

こうした科目は、看護の対象を「患者」というステレオタイプの見方ではなく、身体、心と社会的統合体および、「その人の人生」という時間軸をもって生きる人間存在に、接近し理解することを助けるという点において、本教育目標「全人的人間理解」を具体的に達成するため配置した科目である。

(4) 教育目標「ケアリングコミュニケーション」に係る科目

本教育目標を実現するための特徴的な科目として、「人間関係の心理学」「異文化コミュニケーション論」「医療コミュニケーション論」「医療コミュニケーション論演習」「ケアリングコミュニケーション」「看護リフレクション」を配置している。

人間関係の心理学は、人間関係における心の動きや感情の分析、医療への適用等について学習するものである。

異文化コミュニケーション論は、異文化の人たちとのコミュニケーション、相互理解等について学習するものである。

医療コミュニケーション論、医療コミュニケーション論実習は、看護師と患者の信頼関係を構築し、療養生活の支援者となる上で重要なコミュニケーションの理論を学び、見解を深めていくことも目的とするものである。

ケアリングコミュニケーションは、看護の対象となる人々と援助的関係を形成できる、援助的コミュニケーションを修得、展開するため配置している。

看護リフレクションは、看護実践課程において基礎となる能力の一つであるリフレクションの目的・意義について理解を深めるなどのため配置している。

これらの科目は、自己と他者をありのままの存在として受け入れ、他者への思いやり、気遣いをもっていつくしみ、深く相互的なコミュニケーション力を育むという点において、本教育目標「ケアリングコミュニケーション」を具体的に達成するため配置した科目である。

(5) 教育目標「職業倫理と人権擁護」と教育課程との関係

本教育目標を実現するための特徴的な科目として、「法からみる医療」「医療・看護倫理」

「医療安全」を配置している。

法から見る医療は、医事紛争の発生から訴訟の進行、和解、結審までを学び、医療人として患者と自らの人権をどのように守ればよいのかを考えることを目標に配置している。

医療・看護倫理は、医療倫理の理念を踏まえ、歴史的背景や変遷経過を学ぶとともに、臨床現場における診療記録の開示や、がん告知などの現状についても考察していくため配置している。

医療安全は、安全を脅かす因子の除去、管理、安全確保のための組織のあり方や安全文化の形成、看護師とメディカルチームの重要性及び各々の役割を確認し、その実際の方法について学ぶなどのため配置している。

こうした科目は、看護専門職としての自覚と高い倫理観を以て、人間の尊厳と人権を擁護する能力を育成するという点において、本教育目標「職業倫理と人権擁護」を具体的に達成するため配置した科目である。

(6) 教育目標「適切な看護実践」に係る科目

本教育目標を実現するための特徴的な科目として、「看護現象と看護診断」「臨床実践と看護理論」「社会資源コーディネート論」「健康回復生活支援概論」「緩和ケア論実習」「看護技術強化演習」を配置している。

看護現象と看護診断は、看護上の問題を様々な理論をもとに査定する方法について理解を深めるなどのため配置している。

臨床実践と看護理論は、臨地実習体験を通して、看護理論等を臨床実践に活用できる基本的能力を培うものである。

社会資源コーディネート論は、退院後の療養生活における社会資源の活用、コーディネートを看護活動として展開する能力を養うものである。

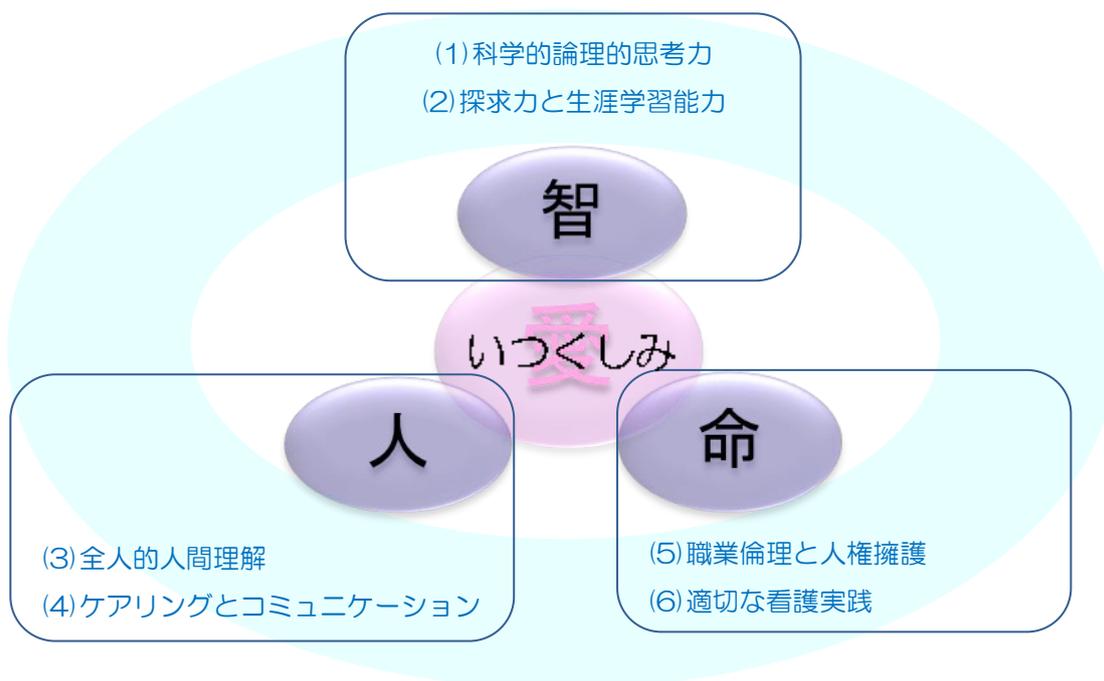
健康回復生活支援論では、人の健康と日常生活行動の関連を理解し、健康障害発症時から回復過程全般において人権尊重を基本としたエビデンスに基づく生活行動回復への看護ケアを実践するための視点について学ぶ。

緩和ケア実習は、全人的なケア・家族ケア・他職種によるチーム医療の重要性を看護の視点から学ぶため配置している。

看護技術強化演習は、基本看護技術の修得を確実に強化できるよう演習を行う。具体的場面を想定し、対象に合わせた援助を行うための基本的な判断ができることを目標に演習を行う。

こうした科目は、京都市立看護短期大学で十分には行えなかった看護実践能力の養成にもつながるものであり、今後の少子高齢多死社会およびチーム医療、他職種連携の中心となって専門的で創造的かつ質の高い適切な看護実践能力の基礎を培うものであるという点において、本教育目標「適切な看護実践」を具体的に達成するため配置した科目である。

【図3 教育目標】



4. 育成する人材像

本学部学科では、本学の設置の目的に掲げる「高度な医療技術と多様な社会ニーズに対応できる専門的な学術理論と高度な知識・技術・医療倫理、そして豊かな人間性を身につけ、幅広い教養と国際的な視野をそなえた専門的人材を養成」するため、「全人的な人間理解、豊かなコミュニケーション力とケアリングマインドを持ち、自己と他者をいづくしむ人材を育成する。科学的思考と哲学的思考を併せ持ち、創造力と探求力のある人材を、看護職者としての自覚と高い倫理観、良質の看護実践力を持って自立的・主体的に社会に向けて行動できる自己成長力を備えた人材」を育成する。

- ① 智をいづくしむ人材の育成：エビデンスに基づいた科学的知識と論理的思考力のある人材を育成する。また探究力を持ち看護専門職者として自律的に生涯学び続けられる人材の育成を目指す。

看護学では看護・医療に関連した幅広い知識体系を学び確かな基礎看護実践能力を身に付けることに加えて、諸学の知性を鍛え、課題の発見や問題解決への基礎的能力を身につけることも重要である。一方で人の人生や苦悩と深く関わる学問であることから豊かな教養と幅広い智が必要とされる。本学科では看護の単科大学である特色を生かして、基礎科目、専門基礎科目、専門科目のそれぞれにおいて教養教育と専門教育を組み合わせ統合したカリキュラムの構成を目指している。さらに看護師には、目覚ましい看護・医学の進歩に後れることなく、生涯にわたって自己研鑽できるよう、本学では学生の自律的な学習習慣の形成を支えるとともに、附属施設として「看護の智協働開

発センター」を設置し、京都市立看護短期大学の卒業生および本学部の卒業生を含めた看護職に多様なリカレント教育の場を提供し、卒後教育への積極的な貢献、卒業生が生涯を通じて看護専門職としての能力を向上・発揮し続けることを支援していく。

- ②人をいつくしむ人材の育成：豊かな教養を基盤とした全人的人間理解の上に、高いコミュニケーション力・ケアリングマインドを持ち、自己と他者をいつくしめる人材を育成する。看護専門職を養成する看護学士課程の根幹をなすものとして、教養教育がある。また看護は、‘人間関係形成過程’を伴いつつ相互主体的な関わりの中で‘ケア’が進展する。そのためには、日本語はもとよりグローバルな語学力の基礎を身に付けることができるようコミュニケーション関連科目を1年次から4年次まで配当した。加えて看護専門職者として市民、患者および他職種と良好なコミュニケーションを身に付けることができるよう教育課程を編成している。また、3年次前期の臨地実習の経験をもとにして、実践と理論を繋ぎながら‘ケアとなるコミュニケーション’を学び、後期の実習へと発展させ、日本文化に根付いた他者に対する‘いつくしみ’をもったケアリングマインドとコミュニケーション力の豊かな人材の育成を目指す。

- ③命をいつくしむ人材の育成：看護職者としての自覚と高い倫理観、適切な看護実践力を持って人の命と尊厳を尊重し、人権を擁護できる人材を育成する。

看護者として命をいつくしむには、高い職業意識と倫理観が求められる。特に高度先端医療が進み、複雑で多様な倫理的判断に接することになる学生に、本学では様々な角度から職業倫理や権利擁護について考えを深める機会を提供し、命を擁護できる人材の育成に力を注いでいる。また現代では医療の高度化や入院患者の高齢化、患者の安全の確保や権利意識の向上、在院日数の短縮に伴い入院患者に占める重症患者の割合の増加、地域連携、在宅医療・看護の拡大などに対して、グローバルな視野とローカルな地域密着の視点を持って活動できる看護師が求められている。そのためには、看護課題を抽出できる洞察力を持ち、医療・看護政策にも反映していく活動力も重要である。本学では高度専門職業人としての使命を自覚し社会、医療の動向と人々のニーズを敏感にとらえ他職種と協働しながら、創造的で適切な看護を実践できる力を育てていく。

5. 本学の特徴

本学の教育課程では、理解度・成長発達段階・学年の課題に配慮した、段階別の科目配置を工夫している。また、知識を経験知と統合して生き生きとした智として学ぶ工夫を行っている。さらに、本学附属施設として「看護の智協働開発センター」を設置し、国際都市である京都に位置する強みを生かして、京都在住の外国人と交流する。さらに、臨地実習の選択科目である「国際看護論実習」では、実際にヨーロッパの病院を見学することで、国際人としての素養を刺激する。

1) 学生の理解度・成長発達段階・学年の課題に配慮した、段階別の科目配置

- (1)理解がやさしい科目から難しい科目へと、段階的に学び進められるよう配慮した科目配置
- (2)成長段階にそった段階別の科目配置:学生の成長段階、つまり人としての成熟度にあわせて同系統の内容を、レベルを変えて学修する。
- (3)学年の課題に合わせた科目の重点的配置

(4) 同系統の科目を、基礎科目と専門科目の双方に配置：同系統の科目を、基礎科目と専門科目の両方に配置することで、違った断面から繰り返し重層的に学びを深められるような工夫をしている。

2) 知識と体験を統合し智に変えることを目的として、講義と実習を交互に配置

従来の看護教育においては知識・理論を学修し、演習、実習へと学修をすすめる形態が多くとられてきた。しかし、看護は実践の科学であり、学生の実践の経験の中に多くの意味と理論が潜んでいる。学生と看護教員、実習指導者などとの相互主体的な対話を通して、学生のリフレクションを促し、理論と統合した確かな智を生み出すことを支援する。自己の在り方と他者へのかかわりの洞察のなかに、「いつくしみ」の重要性を発見し、いっそう、看護学への動機づけと主体性を育む。

具体的な展開として、1年次より、「生活行動援助論演習Ⅰ」の進行中に、「生活行動援助論実習Ⅰ」を組み込み、臨地のリアリティに触れる機会を設定した。人々の療養生活と援助活動に触れることによって、基礎看護技術の必要性に対する認識を深めるとともに修得の動機づけを行う。

また、3年次では、母性・小児・成人・老年・精神・地域在宅の看護領域別実習を行い、4年次では、臨地での体験と理論との統合を行えるような科目配置を行った。また、臨地実習において、臨床現場で持った興味や疑問から看護課題を見出し、課題探究力を養うとともに、専門職としての自発的な能力開発と看護の向上に資する研究能力の基礎を育成するよう、教育課程を構築している。

以上のように、本学の教育課程は座学によって知識を得、臨床のリアリティに触れた経験から、振り返り、意味づけ、理論との統合をはかって理解を深めるとともに、課題探究する主体性を育み、臨床の知を修得することにより、看護の智を学修できることをめざす。

知識は体験を通して初めて生きた知識、臨床の知として定着する。このように、講義内容が単なる知識の吸収に終わるのではなく、経験と結び合わせ、両者を統合して智に変えることを目的として、講義と実習を交互に配置している。【資料ウ】教育目標と教育課程の対比表 参照

3) 単科大学の強みを生かした充実したキャンパスライフ

単科大学では無駄のない時間割を構築できる強みを生かし、全期にわたりすべての講義は原則一日4コマにおさまる時間割となっている。これにより、学生は時間的な余裕ができ、事前事後の学修、ボランティア活動、課外活動などのキャンパスライフの充実に充てることが可能である。

4) 「看護の智協働開発センター」を学内に設置することによる地域密着型体験学習

「看護の智協働開発センター」を学内に設置することにより、市民による「模擬患者」導入、地域リサーチ、市民の教育への参加、市民とともに学ぶ場の常設など、学生が市民と臨床や地域をより身近なもの、親しいものとして体験し、生き生きとした体験として学び吸収してゆくことができるよう工夫している。

5) 国際看護論実習の展開

① 本学が国際都市京都に位置する強みを生かして、京都在住の外国人と交流して異文化を理解すると共に国際人としての素養を培う。

- ② 「国際看護論実習」では、本学の教育目標である「いつくしみ」を具現化する全人的看護とケアリング実践について、豊かな伝統と実績をもつスイスの小規模病院と、ドイツの中規模病院を訪ね、見学体験する。この体験を通して、欧州の医療の実際に触れ、国際感覚を身に付け、看護分野で日本や国際社会で活躍できる能力の基礎を培えるように工夫をしている。

エ) 学部学科の人称及び学位の名称

1. 大学の名称

本学は、京都市内に位置し、看護学部看護学科のみの単科大学であり、教養教育と看護専門教育の学士課程プログラムを設置し、また将来的には看護系大学院の設置をも構想として検討している。本学では以上のような看護専門職の人材育成を目標としていることから、その名称を「京都看護大学」とする。

英訳名称は、「Kyoto College of Nursing」とする。

2. 学部学科の名称

本学にて看護学を学び卒業する者は、学士の学位が与えられ、看護師国家試験受験資格を取得する。研究分野は広域な看護学領域であり、看護専門職を養成すること及びその教育内容・目的を的確に表し、受験生等に分かりやすい名称とするため、学部学科の名称は下記のとおりとする。

英訳名称については、看護系大学の名称として国際的に通用性がある下記名称とする。

学部名称：看護学部

Faculty of Nursing (英訳名)

学科名称：看護学科

Department of Nursing (英訳名)

3. 学位の名称

学位に付記する専攻分野の名称については、教育課程、教育研究分野等を踏まえて下記のとおりとする。英訳名称については、国際的に通用性がある下記名称とする。

学位の名称：学士(看護学)

Bachelor of Nursing (英訳名)

オ) 教育課程の編成と考え方及び特色

科目区分設定

本学における授業科目の区分は、①「基礎科目」、②「専門基礎科目」、③「専門科目」、④「研究科目」という4つの大区分で設定した。

- ①基礎科目は、智・人に対する‘いつくしみ’を養い、人間・生活・環境(社会)について理解を深める。
- ②専門基礎科目では、人の命と人に対する‘いつくしみ’を養うために、健康の成り立ち、健康障害と治療および臨床における人のありようと保健医療の仕組みについて学ぶ。つまり、看護の対象を身体・心理・社会・精神的な全人的存在としてとらえることを可能にし、専門科目の理解と実習につなげることをねらいとした。
- ③専門科目は、基盤看護領域、地域生活支援看護領域、健康回復生活支援看護領域および臨地実習で構成した。
 - ・基盤看護領域では、看護固有の価値と基礎的な知識と技術の修得、および生涯にわたって自己研鑽しキャリア開発につなげる科目を配置した。
 - ・地域生活支援看護領域では、今後いっそう深刻化する高齢多死社会において、だれもが住み慣れた地域で暮らすことを支える視点を養うことが重要である。そのために、健康障害の予防から、急性期、慢性期、在宅療養に至るシームレスな看護の提供について学ぶことを可能にした。
 - ・健康回復生活支援看護領域では、いかなる発達段階、健康障害、健康レベルであっても看護の専門性である‘生活’に視点をおき、健康回復を促す高度なケアが求められる。医療を取り巻く社会の変化、医療提供体制の改革により、病院での在院日数は短く、急性期、回復期、慢性期、終末期の各期の専門性の高いケアと継続看護、多様な職種との連携を養うことを念頭に置いた。
 - ・臨地実習は生活行動援助論実習Ⅰ、Ⅱ（基礎実習）から総合実習(統合実習)まで、臨地において経験したことを持ちかえり大学で意味づけ、知識と統合したのちに、課題を明確にして次の実習において段階的に学習していくことを可能にする実習配置とした。
- ④研究科目は、看護学士力として最も重要な「主体的な学び」、「課題探究力」、「創造的思考力」を培うものとして、臨床における課題の抽出から、課題設定、研究力の基礎の育成を可能にする科目配置とした。

以上 4 つの科目区分設定における、それぞれの科目のねらいの達成によって、本学の教育目標の達成と学生自らが選択する看護実践や教育、研究の場など、あらゆる職業選択の場で応用可能な能力の育成を保証していく。

1) 「基礎科目」の考え方

「基礎科目」には、「主体的学修の基礎・導入」「コミュニケーション能力の基礎」「人間と日常生活の理解」「社会生活の理解」の区分を設け、必修 10 単位、「人間」「生活」「環境」について多彩な選択 28 単位を配置し、そのうち 14 単位以上を選択とした。

ここでは特に、主体的に学ぶ力、自立的に発達していく力の育成、豊かなコミュニケーション能力や問題解決能力の基礎を培い、人間と社会生活について理解を深めることができる

科目配置を行った。

科学的にも接近する発想と方法を学ぶことをとおして、幅広い教養と豊かな人間性、これからの時代を担う看護専門職の基盤を開発することを目指した。

① 主体的学修の基礎・導入

基礎ゼミ1、基礎ゼミ2、クリティカルシンキングを配置し、高等教育の導入から主体的な学びの基本姿勢とともに、科学的思考、論理性、批判的思考と分析力を養う。

基礎ゼミ1、基礎ゼミ2では、講師以上の教員が担当し、少人数制のゼミ形式で高校教育から高等教育へいざない、学修方法、文献の検索方法、読む、書く、聞く、討論などについて学べるように工夫する。

さらに、基礎ゼミ2では、基礎ゼミ1の学びを発展させ、学生が日常生活の中で持つ具体的な疑問や課題を探求し、発表などを通して、表現力や論理構成力についても学修し、主体的に学ぶことへの興味とその楽しさを実感し、その後の学修態度、能力の発展へと広げる。

② コミュニケーション能力の基礎

「外国語」は英語、中国語で編成して異文化に生きる人びととの相互理解のコミュニケーションツールである言語の基礎をつくる。「情報リテラシー」、「暮らしの中の統計処理」ではデータ処理について学ぶとともにその解釈や表現方法についても学修する。

③ 人間と日常生活の理解

人間とはなにか、存在、人生、死とは何かといった人間のありようの根源的な問い、真善美に出会う芸術、自己理解・他者理解や人間を生涯にわたって教育を受け発達する存在として捉え、さらにその生業が日々の日常生活の中にあることを科学的視座で分析し理解する。

④ 社会生活の理解

人が生きている社会を身近な家族という小集団から、地域、制度、成り立ち、さらに文化、ジェンダーまで一連のものとして学修する。また、多くの世界的文化遺産をもつ京都にある大学の強みを生かし、寺社仏閣などの歴史的な意味をとらえつつ、人々の暮らしなどを加えてその文化を理解する。

「主体的学修の基礎・導入」配当科目は必修、「コミュニケーション能力の基礎」は基礎英語コミュニケーション、中級英語コミュニケーションを必修とし、上級英語コミュニケーション1、2と基礎中国語コミュニケーション、中級中国語コミュニケーションのいずれかを選択とした。

「人間と日常生活の理解」および「社会生活の理解」では、いずれも6科目12単位を1年次と4年次に配当(前述の成長段階にそった段階別の科目配置による)し、学生の関心と興味を広げることができるよう3科目6単位以上の選択とした。

上記の構成により、社会人としての教養を高め、看護専門職としての‘**智・人**のいつくしみ’を育成する。

2) 「専門基礎科目」の考え方

「専門基礎科目」には、看護学と深く関係する医学系、保健学系、福祉学系の教科目をもれなく設定した。今後の超高齢・少子社会に求められる医療、常に発展する科学といった視点からもふさわしい教科目を設定し構成した。看護の対象である「人」を身体・心理・社会的存在として科学的に理解することができるよう、①健康の成り立ち、②健康障害と治療、③臨床の人間学、④保健医療と社会保障、の4つの区分とした。

① 健康の成り立ち

7科目必修7単位を配置し、「健康論」、「生命の科学」、「微生物学」、「形態機能学Ⅰ(解剖生理学)」、「形態機能学Ⅱ(解剖生理学)」、「形態機能学Ⅲ(生化学)」、「栄養学」で構成した。看護の対象である人間の「生命」「身体」について生命体の構成要素から人体の構造機能、健康の成り立ちまでを科学的視座で理解する。

② 健康障害と治療

健康障害の成り立ちとその治療について、基本から最新医療までを理解し、看護の視点で疾病を捉えるための基盤とする。「病理学概論」、「疾病と治療Ⅰ」、「疾病と治療Ⅱ」、「疾病と治療Ⅲ」、を選択科目で配置した。

③ 臨床の人間学

患者の全人的理解および患者との関わり方について学ぶ。とりわけ、人間が疾病を持つことと病気になることの相違、その心理、病むことの苦悩を「希望」や「意味」へと転換し、生涯発達し続ける人間存在の在り方について洞察を深める。さらに看護専門職者としての高い倫理観を形成することを重視し「医療・看護倫理」を配置して、人びとの生命の尊厳と人権を擁護するための基盤をつくる。

また、本学部の学生の育成目標の一つであるケアリングを可能にするコミュニケーション力育成の基礎として「医療コミュニケーション論」「医療コミュニケーション演習」を配置した。コミュニケーションの理論と知識に基づいて、模擬患者を用いた演習を行い豊かなコミュニケーション能力を養い、人への「いつくしみ」の素地を養う。

ここでは「生涯発達論」、「医療・看護倫理」、「医療コミュニケーション論」、「医療コミュニケーション論演習」の4単位を必修とし、「臨床人間学」、「臨床心理学」のうち1単位を必修とした。

④ 保健医療と社会保障

マクロの観点から、わが国の保健医療福祉の実態と政策について学修できる科目を配置した。変化する人びとと社会を把握し時代を切り拓く実践的かつ創造的な人材の育成、看護を取り巻く社会の保健医療福祉の仕組みと、今後一層求められる専門職チーム内での協働と看護の専門性を発現させる人の育成の基礎を培う。

「看護政策論」、「公衆衛生学」、「関係法規」、「社会福祉」の4単位を必修とし、「保健統計学」、「社会資源コーディネート論」は選択科目とした。

3) 「専門科目」「研究科目」の考え方

専門科目には「基盤看護領域」、「地域生活支援看護領域」、「健康回復生活支援看護領域」、「臨地実習」を配置した。またその上に「研究科目」を配置した。

すなわち確かな看護の専門性と基本技術、生涯にわたって研鑽し看護専門職者としてのキャリア発達について学修するための「基盤看護領域」、地域で暮らす人々の生活の大切さを学ぶ「地域生活支援看護領域」、疾病の急性期から回復期、慢性期、終末期看護を学ぶ「健康回復生活支援看護領域」（健康回復あるいは安寧な死の支援、またどの経過にも絡む精神看護学も含む）、そして「臨地実習」に区分している。さらに看護上の課題探究と論理的思考ならびに看護研究の基礎について学ぶ「研究科目」に区分した。

このように本学の教育目的である「幅広い教養と高い倫理観にもとづくヒューマンケアリングと、科学的知識ならびに合理的判断によって人びとの健康・生活・環境を適切に支援するとともに、これらの活動を通して看護固有の価値と専門性を発揮しつつ、これからの少子高齢社会の保健・医療・福祉に貢献し、また国際的視野に立って時代を切り拓く、実践的かつ創造的な看護専門職者を育成する。」ことを目指す科目構成とした。

加えて講義、演習、実習を通して、対象の健康課題の査定、根拠に基づく看護計画の策定とケアリングを根底においた確かな看護実践能力の基礎を育成することを重視した。

つまり1年次には看護の基盤となる看護の概念、看護技術を学び、2年次には小児、母性、成人、老年、精神、在宅看護などについて、座学と演習を通して専門性を深める。また臨地実習においては患者とのコミュニケーション、基本的看護技術の試行を通して、初めての対人関係構築について体験し学びを得る。

3年次には領域別実習を行い、臨地で多くのリアリティに触れ、看護の展開について学ぶ。4年次前期には3年次の臨地経験をもとに意味づけや理論との統合をはかり、4年次後期には、専門職者として自己のキャリア開発に関する認識を高めつつ、生涯にわたって自己研鑽していく能力と主体性を育む科目配置としている。加えて4年次後期には、看護職者としての専門性の開発と職業人への接続、移行を図る支援として「看護技術強化演習」を配当している。

① 基盤看護領域

基盤看護領域は、看護のコアとなる基礎看護学と看護の統合と発達を促す開発看護論で構成した。基礎看護学は「看護学原論」、「臨床実践と看護理論」、「生活行動援助論Ⅰ」、「生活行動援助論演習Ⅰ」、「生活行動援助論Ⅱ」、「生活行動援助論演習Ⅱ」、「看護現象と看護診断」、「看護過程論」、「ヘルス・フィジカルアセスメント」、「ケアリングコミュニケーション」を配置し、12単位必修とした。「生活援助論演習Ⅰ、Ⅱ」、「ヘルス・フィジカルアセスメント」および臨床現場へのスムーズな移行ができるよう、開発看護論の「看護技術強化演習」などにおいては、シミュレーションの活用や模擬患者の導入などにより安全で臨場感のある状況下での看護技術修得が模索できるように支援する。

また、人が行う一つ一つの生活行動が、身体・心理・社会的理由によって行われ、その基礎的看護技術が科学的な根拠によって成り立っていることを学修し、看護技術を修得するとともに、自ら生涯にわたって研鑽し発展させていくための土台を育成する。

さらに、開発看護論では、「看護リフレクション」、「看護管理・経営論」、「看護キャリア開発論」、「医療安全」、「災害看護論」、「国際看護論」、「看護技術強化演習」を7単位必修で配置

し、「看護教育論」、「災害看護技術演習」は選択科目とした。

② 地域生活支援看護領域

地域生活支援看護領域には、より健康にあるいは健康障害を持ちつつも主に地域で暮らすことの支援を目指すという理解から、地域在宅支援論、老年看護学、母性看護学、小児看護学で構成した。

地域在宅支援論では、「在宅支援論」、「在宅支援論演習」、「公衆衛生看護学」を必修とし、卒業時には地域の特性と社会資源、地域の健康問題、地域を中心にした健康生活支援課題の査定能力および在宅で療養する人々を支援する基礎能力を育成する。また、より地域、在宅支援の理解を深める科目として、「家族支援論」を選択として設定した。

③ 健康回復生活支援看護領域

健康回復生活支援看護領域には、疾病の急性期から慢性期、終末期までを見通して、各期にあった適切な看護はもとより、スムーズに健康回復移行できるような継続したコーディネート、さらにどの時期であっても生活者としての視点を重視した看護学を学べる科目配置として、急性期・周術期看護論、生活行動回復看護論、慢性期・終末期看護論、精神看護学で構成した。発達段階の特徴は成人期から、老年期への移行もふくめて生涯を通じて支援できるように各科目で教授する。そのために、1年次後期に「健康回復生活支援概論」を配置して看護の専門性と生活支援について学修し、さらに、急性期、回復期、慢性期、終末期看護のあらゆる時期および発達段階において重要な視点となる精神看護学を学ぶ領域とした。

④ 臨地実習

臨地実習は、1、2年次に「生活行動援助論実習Ⅰ、Ⅱ」を行い、基礎看護技術および基本的なコミュニケーションを学修する。「生活行動援助論実習Ⅰ」では、「生活行動援助論演習Ⅰ」の学修の進度に沿って、療養の場である病院に出向き、療養環境、患者の生活と日常生活援助のリアリティに触れる見学実習を実施する。さらに、2年次には診療の補助技術を用いつつ看護の独自の機能である生活援助について、看護過程の展開を一部用いながら学修する。

領域別実習は3年次に配当した。実習の前期と後期の移行期には「ケアリングコミュニケーション」、「看護リフレクション」を配置し、臨地での経験をもとに内省し意味づけし、後半の実習へと生かすことのできる科目配置とした。

4年次には、臨地実習で得た経験をもとに、「臨床実践と看護理論」、「医療安全」、「災害看護論」などの科目を配置し、具体的かつ合理的に理解を深め理論と実践の統合を図ることを支援する。経験知を形式知に転換したのちに、最終段階である看護の統合理解へと至るように工夫した。

また、「課題探究実習」では、看護現場を‘鳥の目’で眺め、病院・看護部組織の仕組みと機能、マネジメントの実際に触れるとともに、3年次の様々な実習における経験から、ひとつの看護現象を取り上げ、看護ニーズ、看護の課題について考え、課題探究テーマを抽出する。さらに、最終のまとめである「総合実習」では、複数患者の受け持ち、夜間実習などを体験し、看護職の専門性とイメージを深め、学生から新人看護師への移行をスムーズにはかることを可能に

する配置とした。

⑤ 研究科目

研究科目には「課題探究Ⅰ」と「課題探究Ⅱ」を配置している。「課題探究Ⅰ」では、看護における研究の必要性や価値、研究計画の立て方、研究方法について学び、「課題探究Ⅱ」では、研究課題を抽出し、研究に取り組む。この科目配置により、専門職として自発的な能力開発を継続するための能力や看護の向上に資する研究能力の基礎を培う。

なお、参考として【資料オ】教育課程表と指定規則の対比表を添付しておく。

カ) 教員組織の編成の考え方及び特色

本学は、看護の固有の価値と患者のニーズに合った根拠に基づく高度な看護実践、変化する時代を切り拓いていく看護専門職の育成を目指している。そのため、専任教員は31名中29名が看護師免許保有者である。

教員グループは「基盤看護グループ」、「地域生活支援看護グループ」、「健康回復生活支援看護グループ」の3グループで構成し、それぞれは各科目、領域を超えて協同体制ですすめる。

また、専任教員は、臨床経験の豊富な人材と大学教育の豊富な教員とを各領域に組み合わせている。年代においては、教授は60歳代が6名、50歳代が4名、准教授は60歳代が1名、50歳代が5名、40歳代が2名、講師は、50歳代が3名、40歳代が2名、30歳代が3名、助教は40歳代が4名、30歳代が1名と各職位においてもバランスの良い編成となっている。

以上のように、本学の教員は教授10名、准教授8名、講師8名、助教5名の専任教員31名、助手6名の計37名の体制で運営し、教育理念・目標を具現していく。

また、完成年度には、6名の教授、1名の准教授が本学の定年規程を超える。本学の若手教員の多くは大学院博士課程に在籍中で「博士」の学位の取得を目指しており、それを取得することを奨励して行くことで完成年度以降の昇任が可能になるよう支援を行う。

准教授以下の大学院後期博士課程学位取得状況は【資料カ-5-①】、【資料カ-5-②】のとおりである。大学院博士課程単位修得後退学者は平成26年度中に学位取得予定であり、既に大学院博士課程に在籍している者は平成27年度までに学位取得の予定である。また、学内規程の「教員の出講等に関する規程」(案)【資料カ-6】及び完成年度後の領域別教員ごとの週間予定勤務表【資料カ-7】により、週1回の研修日(自分の学習時間の確保)や週間勤務の空き時間及び土曜日に大学院の授業に出席したとしても、その領域における教育研究に支障はない。さらに、大学院博士課程に在籍していない教員の学位取得については、領域ごとに優先順位を付け、完成年度までに大学院博士課程に入学し学位取得を薦める。

なお、看護の専門教育を実践していくには、博士(看護学)の学位が望ましいと考える。現在、大学院博士課程に在籍等の若手教員は、平成27年度までに博士(保健学)、博士(看護学)、博士(医学)、博士(人間健康科学系)の博士学位の取得が見込める。

今後は、博士(看護学)の博士学位が取得できる大学院博士課程への入学を奨励することとする。

さらに、豊富な教育経験、業績を有する教授陣を中心に、若手教員の教育研究能力育成のためのFD教育プログラムを構築する。具体的には、定年を迎える教授が所属するグループ内、および学部において、以下に示すようなFDを実施し、教育研究に対する細やかな支援を行い、若手教員を育成する。

1. 教育実践能力向上のための支援

- ① 教授力を高める支援（授業参観・公開授業、模擬授業・授業準備の指導、カリキュラムデザイン指導）、
- ② 臨床指導力を高める支援（施設研修、臨地実習指導）、③ 学生指導力を高める支援（指導の振り返り、学生の特性に合わせた指導方法）、
- ③ ミュニケーション力を高める支援（学生・実習先との関係づくり）

2. 研究能力向上のための支援（研究活動の確保、直接的な研究指導、研究報告会の実施）

3. 教育実践基盤づくりのための学習支援（勉強会、他大学との研修・交流）

なお、完成年度以降4年間の教員採用計画及び完成年度から4年目の専任教員職位別年齢構成表を「教員組織の中長期的編成計画」として添付する。

特別任用規程に基づき、教育力が低下しないように適切な運用をはかる。また、その後も学内の教育や研究の質を維持、向上できるように、常に、豊富な教育経験、業績を有する教授陣は若手の講師に教育、研究の支援を行うようにする。

教員組織の編成については、教員は科目区分において、専任教員が綿密な打ち合わせを行い、科目配置と内容の意図を理解し進める。また、兼任講師についても科目配置の意図を十分に説明し、協議しながら進める。

さらに、大学全体で教員のFD(ファカルティ・ディベロップメント)に務め、①カリキュラムの進捗と学生の到達状況を評価しながら、教授方法の開発、②教員がそれぞれの専門領域を超えて創造的な議論をして、連携していくことを進めていく。6名の助手はカリキュラムの全体像と進捗を把握しつつ、最新の知識技術をもって主体的に臨地教育に携わるように支援する。

加えて以下の項目を満たすよう、講義、演習、実習、会議日などを設定した。

- ① 臨地実習は各領域1病院につき専任教員を一人以上配置する。
- ② 全員の専任教員(教授から助教)が週に一回の研修日を持つ。
- ③ 全教員が講義、演習を担当する体制をとり、適切に教育活動を行い、相補的な体制がとれるように大学が支援する。

【資料カー1、2、3】学校法人京都育英館教職員定年規程(案)、京都看護大学看護学部設置に伴う教員の採用に関する特別規程(案)、京都看護大学学長予定者及び定年を超えて採用する教員一覧 参照

キ) 教育方法、履修指導方法および卒業要件

1. 教育方法

本学の理念、教育目標および養成する人材像を育成するために、教育方法では以下の三点を重視する。

①主体的、能動的な学修支援

学生に授業時間にとどまらず授業のための事前の準備(資料の下調べや読書、思考、学生同士の議論)、授業の受講(教員の直接指導、そのなかでの教員と学生、学生同士の対話や意思疎通など)や事後の展開(授業内容の確認や理解の深化のための探究、さらなる討論や対話など)の主体的な学びに要する時間を含め、十分な総学習時間の確保を促す。

②人とかかわり学び合う力を引き出す少人数制学習

語学および演習は、きめ細やかな指導、学生同士の学びあいなどによる教育効果をあげるため、学生を2グループに分けて教育を行う。講義、演習においては、適宜カップルワーク、グループワーク、演習を取り入れ人とかかわり学び合う力を養う。

また、基礎ゼミ1、2では入学時から少人数制、チューター制とし、履修支援、生活支援を充実させる。

さらに、臨地実習においては、1グループ5人単位のグループ編成とし、実習施設に教員を1人以上配置して個々の学生の学修ニーズにあったきめ細やかな支援を行う。

② 自己教育力の形成と生涯にわたって学ぶ力の支援

1年次の基礎ゼミ1、2に始まり4年次の課題探究まで、4年間のすべての講義・演習・実習において、学生からわきおこる疑問を大切にし、その疑問に応える知を探究できるように、教員の適切な刺激、誘導、図書館やインターネットなどのメディア学習媒体活用などを通して、「知る・わかる・使える」楽しさを実感しながら自己教育力、生涯にわたって学び続ける基礎的な力が形成されるよう支援する。

2. 履修指導方法

【資料キ】履修モデルで示すとおり、卒業要件の127単位で看護師国家試験受験資格取得ができるモデルを作成している。履修指導については、本学は看護専門職を育成することが目的であるため、看護師国家試験受験資格を取得することを前提とした履修指導を行う。入学時のガイダンス等で学生一人ひとりのニーズをきめ細かく把握した履修指導を行い、学生一人ひとりの学修実態等に対応した指導を行う。

3. 卒業要件

卒業要件については、以下の通りとする。

【卒業要件】 127単位

基礎科目	24(必修10+選択14)
専門基礎科目	26(必修23+選択3)
専門科目	74(必修72+選択2)
専門科目(看護領域)	51(必修49+選択2)
専門科目(臨地実習)	23(必修23)
研究科目	3(必修3)

合 計	127(必修 108+選択19)
-----	------------------

4. 履修科目の登録の上限と単位数の妥当性

年間の登録上限を 48 単位とする。これは履修モデルでも示している通り、3 年次の領域別臨地実習に万全の準備を行うために、2 年次に必修科目を多く取得する必要があるための措置である。ただし、単位の実質化の観点から、学生の学修時間の確保を考慮する必要がある。そのため、履修モデルでの 2 年次の取得単位数(47 単位)を逸脱しないように設定した。

また、大学設置基準第 21 条第 3 項において、「前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。」とされている。

本学でその規定に該当する科目は、4 年次前期・必修 1 単位の「課題探究Ⅰ」と 4 年次通年科目で必修 2 単位の「課題探究Ⅱ」である。この科目は、前述しているとおり、「課題探究Ⅰ」では、看護における研究の必要性や価値、研究計画の立て方、研究方法について学び、「課題探究Ⅱ」では、研究課題を抽出し、研究に取り組む。この科目配置により、専門職として自発的な能力開発を継続するための能力や看護の向上に資する研究能力の基礎を培うものである。

この科目は、これまで基礎科目→専門基礎科目→専門科目と系統立てて積み上げてきた最終の科目であり、具体的には、3 年次の課題探求実習において、領域別看護の学びと考察から結合させて、看護ニーズや看護上の課題を抽出し、自らの研究課題を見出し卒業研究へとつなげることを目的としている科目である。この研究課題を受けて、ゼミ形式の授業を行い、文献展望・研究計画の立案・調査・考察の一連のプロセスを実際にたどり、研究結果を導き出すことを目的とするため、本学では学修の成果を評価して単位を授与することが適切と判断しており、大学設置基準第 21 条第 3 項に示された条件を満たしている。

ク) 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

本学は京都市中京区の西部、西大路五条の交差点の東側に位置し、隣接して京都市立病院、京都市衛生環境研究所、京都市こころの健康増進センターなど京都市の関連施設がある。JR 山陰本線「丹波口」駅、阪急京都線「西院」駅に近く、またバスの停留所にも近いため、京都市内の他の大学、短期大学、病院等へのアクセスも大変便利であり、教育的な環境としては申し分ない立地条件にあるといえる。校地は、8,911.77 m²を擁している。校地内は、教室や研究室用の建物、学生のための福利厚生施設、図書館・体育館を収容している建物が建てられ、それらの建物は耐震補強やバリアフリー化も考慮されている。

交通の便の大変良い位置にあるので、学生の通学には公共交通機関を使用することになるが、自転車やバイクの利用者のため駐輪場を整備するとともに、教職員の通勤や来客者のための駐車場も整備する。校地内は全体的に植栽を多く設置し、学生の憩いの場を設ける。さらに正門からメインストリートに並木やベンチを配置して、学生が授業以外の時間に休息やその他の活動に利用できる空間を整備する。また、校地内は全面禁煙を実施し、行き届いた

清掃によりキャンパス内は清潔さを保ち、落ち着いた雰囲気醸成され、学生は豊かな心でキャンパスでの時間を過ごすことができる。

運動場については、校地内の南館と新館の西側に 680 m²のスペースを設け、「スポーツとコミュニケーション」の授業や課外活動で活用することとしている。

上記のように、本学では、今回大学の新設にあたり、対応可能な校地と運動場を整備する。

2. 校舎等施設の整備計画

教育研究に供する建物の概要は次のとおりである。一般教室として使用する教室は、30 人収容の小規模教室を 8 室、63 人収容の中規模教室を 4 室、120 人収容の大規模教室を 4 室保有する。

看護学部専用施設として、各領域(基礎看護学/母性小児看護学/成人老年看護学/在宅看護学)の実習室 4 室、個人研究室 36 室、その他として助手研究室・準備室・更衣室等も設置する。これらの実習室には各種実験・実習用機器備品やAV機器を整備し、学生が先端の看護学を効果的に学習できるよう努めている。

情報処理及び語学の学習のための施設は特に設けないが、学生全員にパーソナルコンピュータ(PC)を持たせ、一般教室等において授業や予習復習ができるようにする。この場合、PCのインストラクター役の教職員を配置し、日常的なPCのトラブルなどに対応することとする。

体育施設としては、南館 3 階に体育館(359.15 m²)を設置し、運動場とともにバスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、フットサルなど「スポーツとコミュニケーション」の授業や課外活動に活用する。

学生や教職員の心身の健康増進のため、保健室、カウンセリングルームを設置し、身体的、精神的なトラブルの解消に努める。

この他に廊下等の開放エリアにロビー、サロン等を設置し、学生自習用、学生控室用として使用する。食堂については、隣接の京都市立病院の利用が可能であり、本学においては、パンの自動販売機やお弁当の販売(委託)での対応を考えている。課外活動施設については、新入生の意見を取り入れながら順次整備して行く予定である。

また学長室、事務室、警備室等を設置し、大学の管理運営にあたる。

さらに、社会貢献を中心に担う目的で設置予定である大学附属施設「看護の智協働開発センター」のスペース(87.83 m²)も確保している。

以上の施設、設備の整備計画により、新設大学の看護学部として十分な教育水準を確保し、充実した教育を展開することが可能である。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

1) 図書の整備状況と整備計画の適切性について

平成 25 年 4 月 1 日に京都市立看護短期大学の図書・雑誌・視聴覚教材を承継し、その内容は以下のとおりである。

■看護系・医療系・一般系 図書、雑誌

種類別	和書	洋書	和雑誌	洋雑誌
-----	----	----	-----	-----

看護系	5,535	24	129	10
医学系	8,814	119	79	0
一般系	8,997	443	101	0
合計	23,346	586	309	10

■視聴覚資料 467 点

この他に、図書についてはカリキュラムに沿って、1,340 冊(和書 1,140 冊、洋書 200 冊)を系統的に選書して新規に購入し整備する予定である。学術雑誌については 74 種(和書 40 種、洋書 34 種)を購入し整備する予定である。視聴覚資料は看護学分野において、技術の修得に欠かせない教材である。授業の予習、復習、学内演習、臨地実習、学生の自己修練には必須の資料である。新たに 154 点を購入し整備する予定である。

【資料クー1】内国学術雑誌リスト、【資料クー2】外国学術雑誌リストを添付している。

2) デジタルデータベース、電子ジャーナルについて

デジタルデータベースについては、17 タイトルを購入し、学生の閲覧を可能にする予定である。電子ジャーナルについても、適宜整備を行う予定である。

3) 図書館の閲覧室、閲覧席数、レファレンスルーム、検索手法等について

図書館には、80 席の閲覧席(収容定員の 20%)、レファレンスに対応する場としてインターネットの利用環境を整えたパソコンを設置した情報検索コーナー、資料複写コーナー、学術雑誌閲覧コーナーを配置する。

図書管理は図書管理システムを整備し、書誌情報をデータベース化し、適切な貸し出し返却サービス、蔵書点検等、図書館としての機能と利用者の利便性を図れるシステムを構築する。

4) 他の大学図書館等との協力について

他大学図書館との協力については、国立情報学研究所のILL文献複写等料金相殺サービスへの加入、私立大学図書館協会の下部組織である京都地区協議会相互協力連絡会への加入及び大学コンソーシアム京都の図書館共同事業の共通閲覧システムへの加入が考えられ、積極的に加入して行く予定である。

ケ) 入学者選抜の概要

1. 入学者受入の方針(アドミッションポリシー)

本学の看護学部看護学科は、教育の理念に掲げた三つのいつくしみ、すなわち「智をいつくしむ」、「人をいつくしむ」、「命をいつくしむ」を具現化した人材を養成すべく、「幅広い教養と高い倫理観にもとづくヒューマンケアリングと、科学的知識ならびに合理的判断によって人びとの健康・生活・

環境を適切に支援するとともに、これらの活動を通して看護固有の価値と専門性を発揮しつつ、これからの少子高齢社会の保健・医療・福祉に貢献し、また国際的視野に立って時代を切り拓く、実践的かつ創造的な看護専門職者を育成する。」ことを教育目的としている。したがって、教育目的・教育目標を達成し、資質の高い看護師を育成するために、以下をアドミッションポリシーとし、それに沿った学生を求める。

- ①看護職への明確な目的意識を持っている者
- ②共に生きる人間として人々と良い関係を築くのに積極的な者
- ③人の心身の健康や安寧に関心を持っている者
- ④主体的に勉学に取り組む心身の健康と強い意志を持った者

なお、学年進行により3年次編入学試験を実施する。また、平成27年度以降は、大学入試センター試験を利用した入学者確保を目指す。

2. 入学者選抜の方法

1) AO 入学試験

本学の看護学部で学びたいと強く希望する者で、次の①及び②の何れにも該当する者

- ①大学入学資格を有する者で、本学を専願とする者
- ②本学のアドミッション・ポリシーにあてはまる者

選考方法:小論文(課題について 800 字以内で記述)及び面接で適性を総合的に判断し、可否を決定

募集人員 : 5 名

2) 推薦入学試験

入学選考の種別、募集人員及び選考方法は次の表に示すとおりである。

募集定員 : 45 名

種 別	募集人員	選抜方法
公募制推薦入学試験 A専願	10	小論文・面接
公募制推薦入学試験 A併願	5	小論文・面接
公募制推薦入学試験 B専願	10	小論文・面接
公募制推薦入学試験 B併願	3	小論文・面接
公募制推薦入学試験 C専願	5	小論文・面接
公募制推薦入学試験 C併願	2	小論文・面接
指定校推薦入学試験 専願	10	書類審査・面接

- ・公募制推薦入学試験として、A・B・Cの日程を組み、それぞれに専願制・併願制を設定する。
- ・指定校推薦入学試験は、本学が指定した学校に評定平均値等一定の条件を示し、学校長の推薦を依頼する。
- ・小論文は提示された課題について、800字以内で記述をさせる。
- ・高校での評定平均値により志願者の基礎学力を担保すると同時に、小論文と面接により、志願者の人物を総合的に判断し、本学のアドミッション・ポリシーに適合した入学者を選考する。

3) 一般入学試験

入学選考の種別、募集人員及び選考方法は次の表に示すとおりである。

募集定員：45名

種別	募集人員	選抜方法
一般入学試験前期A	20	学力試験(3教科3科目)
一般入学試験前期B	15	学力試験(3教科3科目)
一般入学試験後期A	7	学力試験(3教科3科目)
一般入学試験後期B	3	学力試験(3教科3科目)

一般入学試験として前期A・B日程、後期A・B日程の計4回を実施する。

選抜方法は、学力試験で、国語総合(古典と漢文除く)、英語I、数学・理科(数学I/化学I/生物Iから1科目選択)の3科目とする。本学のアドミッション・ポリシーをできるだけ反映させた形での入試問題を学長から委嘱を受けた入試問題作成委員が作成した上で、上記の試験科目により志願者の基礎学力を計り、本学のアドミッション・ポリシーに適合した入学者を選考する。

4) 3年次編入学試験

編入学試験は、看護系の短期大学・専修学校を卒業し、看護師の免許を有する者(入試実施年度に卒業見込みのものも含む)を対象として、小論文、書類選考と面接により選考する。募集人員は10名とする。

5) 社会人入学試験

社会人入学試験は、23歳以上の高等学校、または中等教育学校を卒業した者を対象として、書類審査、小論文及び面接により選考する。募集人員は若干名。多様な学生を受け入れるという趣旨のもと、学力試験は行わないが、書類審査と小論文により、志願者を総合的に選考すると同時に、その基礎学力も審査する。

3. 入学者選抜の体制

入学者選抜は、学生支援課教務係を主管部署として「京都看護大学入学者選抜規程」に即して、本学入試委員会が策定した入試要項に基づき、公平かつ厳正に実施する。合格者の決定は入試

判定委員会の原案に基づき教授会の審議を経て、透明性、公正性を確保した上で決定する。入試問題については学長から委嘱を受けた入試問題作成委員が各試験の問題を作成する。

コ) 資格取得

本学看護学部看護学科では、卒業と同時に看護師国家試験受験資格が取得できる。国家試験に合格すると看護師の資格を取得する。

学部学科名	取得資格名
看護学部看護学科	看護師国家試験受験資格

サ) 実習の具体的計画

人々は健康障害の種類・段階・治療経過に伴って、地域に密着した病院から高度先進医療病院などで受療し、看護職は急性期、回復期、慢性期、終末期の各期において切れ目なく療養できるようにあらゆる場で活動している。さらに、今後はいつそう地域生活の場や在宅における療養が進展するものと推測される。そこで、臨地実習は地域支援病院と関連する訪問看護ステーション、老健施設において包括的に学べるように配置し、今後の地域医療を支える看護の在り方を学ぶとともに、高度先進医療や急性期病院などでの看護の役割、専門技術の開発の重要性などにおいても認識できるよう実習病院を確保した。

さらに、基礎実習から総合実習まで、臨地において経験したことを持ちかえり大学で意味づけ、知識と統合したのちに、さらに課題を明確にして次の実習において段階的に学習していくことを可能にする実習配置とした。

1. 臨地実習教育理念

1) 臨地実習教育理念

看護学臨地実習では、生命と人間存在への畏敬の念と高い倫理観を養い、知情意の調和のとれた豊かな人間性を育む。人を全人的に理解し、相互的援助関係を築き、知識・態度・技術・精神を有機的に統合した看護実践力を高めながら、臨床の知を形式知へとつむぐ力を形成する。看護観と使命感を育み、自他への教育的態度を培い、協働し合うヒューマンケアリングの力をもって、広く社会に貢献できる看護専門職者としての成長を支援する。

2) 臨地実習目標

1. 智をいつくしみ、人をいつくしみ、命をいつくしむ精神を持ち、知情意の調和のとれた豊かな人間性を育む。
2. 人間存在の特異性と価値観の多様性を認識し、豊かな感性と創造力をもって様々な健

康レベルにある人々を全人的に理解する。

3. ケアリングマインドを基盤とした共感的なコミュニケーション能力を育み、対等で相互的なヒューマンケアリングを創造する。
4. エビデンスに基づく総合的判断力と、臨床の知の省察から形式知をつむぐ力を養うと共に、質の高い看護実践能力を養う。
5. 看護専門職者として倫理観を研ぎ、研究的視座を培い、自己を育てる力・人を育てる力・人と共に育つ力を養う。
6. ヒューマンケアリングのプロセスを通して、慈愛と寛容、謙遜と感謝、誠実と信頼、希望と忍耐、理性と勇気を備えた凜として品格のある精神を育む。
7. 看護専門職者の組織・システムやその中でのコ・メディカルチームの役割・機能を理解し、チームの中で対等な相互協働関係を築く。
8. 看護観を形成し、生命と健康を守り成長を支援するために、健康・医療・福祉・看護教育の分野で、地域と社会に貢献できる力を育む。

3) 臨地実習教育の基本的考え方

看護学臨地実習は、これまでに学んだ基礎知識・技術・態度を統合しつつ看護実践力を獲得する場であると同時に、主体的に看護上の課題に取り組み、看護独自の専門性について探求できる力を養う場でもある。学生は、臨床の知を得る体験を励まされ、それらを省察してヒューマンケアリングに関する洞察を深め、看護理論・形式知へと結実させるように教育的に支援される。そしてこの支援の土台には、学生・クライアント・教育者・臨床教育者が相互に影響し合い、巻き込まれ、心を砕き、育ち合うプロセスが存在し、このような教育的ケアリングを支える環境として、看護の智協働開発センターにおいて、学生・教育者・臨床教育者が実習で出会う以外に、大学での講義・演習において共に学ぶ場を準備している。つまりこの枠組みに於いては、教育者や臨床教育者や看護学生は、単なる実習教育の指南役や連絡調整役や学習者ではなく、共に学びあい、共に看護ケアを創造する協働者として位置づけられているのである。

またヒューマンケアリングの基盤として、相手への尊重といつくしみの気持ちを育むことや、人間の尊厳と権利を擁護する倫理的価値観の形成を、特に重要な柱として学生は実習を通して支援される。

そして「ケアする者の姿勢にケアリングが感じられるとき、ケアを受けているものは輝き、強靱になり、自分が何かを施されているとは感じずに、自分に何かがあると感じる(Noddings,1984)」と言われるようなケアリング(他者への思いやり・気遣い)に満ちた「在りよう」や、ケアリングの持つ豊かな癒しの力を、学生が臨床の知として学び意味づけられるために、教育者も学生に対してヒューマンケアリングのモデルを示し、その力を以って支援し続けるものである。

臨地実習での学びの構造として、本学では「臨床の知」の獲得から「形式知」の結実へと至る4つの段階を積み上げて学べるように組み立てている。

第1段階では学生は、生活する人と身近に出会う。そこから看護の対象となる人が、生きて生活している存在であり、その生活を生きる中で、人と交わり、社会と関わり、環境からの影響を受けていることを理解し始める。

第2段階では学生は、病をもち治療を受けながら生活している人との関わりを持つ。ここで関わる

人は、診療補助の上達や生活援助技術の訓練のための対象ではない。痛みや恐れ・絶望と孤独・脅威と無防備・慣れ親しんだ環境や日常からの隔離といった状況に苦しむ人であり、学生はその人に触れて、何かの役に立とうと試行錯誤を始める。この体験がその後の学生の看護を形成していくための核となる。

第3段階では学生は、異なる時期・発達段階・場で、病(または健康)と共に生きて生活している人と向かい合い、ケアの体験を重ねることで、看護の核をより大きく確かなものへと育てる。更にそれらの体験を通して得た経験知を、形式知へと結実していく。

第4段階では、そのような看護をチームで実現するための仕組みや、社会で実現するための組織間の連携について学び視野を広げ課題探求していく。

最終年度には卒業に向けての看護技術のレベルアップのための演習を行い、看護実践能力を確認・強化する。

2. 全体構想

1) 臨地実習の展開

臨地実習の展開として、配当年次、実習科目、単位数、目的、実習場所の実習概要を示した。

【実習資料1:臨地実習の概要 参照】

2) 実習の構成

京都看護大学の特色ある教育として「地域特性を基盤とした看護実践能力」を重視した臨地実習を構築する。

実習展開は、1年次に始まり看護の対象として「人」と直接触れ合う実習を経験する。実習は4年次までに段階的に行われ、学生は発展的に進行して学んでいく。

学生は、学内の講義、演習による技術や援助論による経験を基盤に実習で学ぶ。各実習は、実習目標や実習内容を実習要綱として作成し、実習に関する留意事項や実習に臨む姿勢を明記して、実習への導入を明確にする。

実習要綱は各領域の代表教員による「実習運営委員会」を学内に設けて共有し、学生の段階的な実習の相互理解・協力・共有を図り、実習水準の均一化を確保するとともに、各実習施設との連絡・調整を図る予定である。

【実習資料2:臨地実習概念図 参照】

3) 各段階の目的

第1段階

生活行動援助論実習Ⅰ(1週間、1単位)は、1年次の1月に実施する。この実習は、看護の現場を実際に学生が体験することが主目的であり、今後の看護を学ぶ動機づけとなるように入学期の早期に設定している。

生活行動援助論実習Ⅰでは、生活行動援助論演習Ⅰの学修の進度に沿って、療養環境・患者の生活と日常生活援助について、療養の場である病院に出向きリアルティに触れる見学実習を行う。

第2段階

2年次の7月は、生活行動援助論実習Ⅱ(2週間、2単位)を行う。この実習では、医療機関におけ

る看護師の役割について学び、実際に患者を受け持ち、看護過程を展開する方法について教員・実習教育者の下に実践していく。

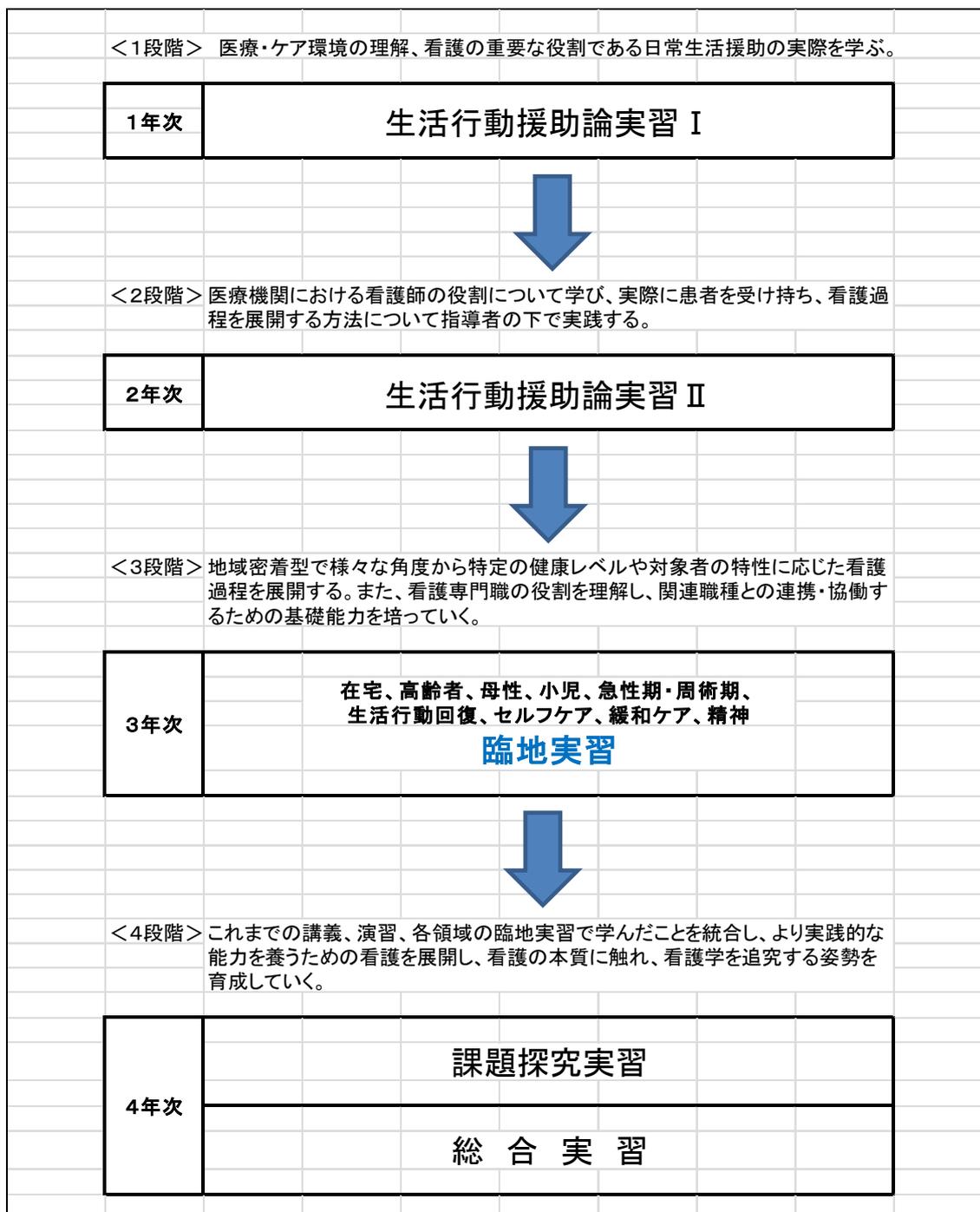
生活行動援助論実習Ⅱでは、病をもち治療を受けながら生活している患者の気持ちを理解し、患者の立場に立って科学的な知識と思考を用い、看護の独自の機能である生活行動の援助とその意義について学ぶ。

第3段階

3年次の5月～翌年3月までは、領域別の臨地実習を行う。ここでは、健康回復生活支援看護領域では、急性期・周術期看護論実習(2週間、2単位)、生活行動回復看護論実習(2週間、2単位)、セルフケア支援論実習(2週間、2単位)、緩和ケア論実習(1週間、1単位)、精神看護学実習(2週間、2単位)を配置する。地域生活支援看護領域では、在宅支援論実習(2週間、2単位)、高齢者支援論実習(3週間、3単位)、母性看護学実習(2週間、2単位)、小児看護学実習(2週間、2単位)を配置する。ここでは、特定の健康レベルや対象者の特性に応じた看護過程を展開する。また看護専門職の役割を理解し、関連職種と連携・協働するための基礎能力を培う。

第4段階

4年次に総まとめとして前期5月に課題探究実習(1週間、1単位)を行う。そして8月に総合実習(1週間、1単位)を行う。課題探求実習では、病院組織と看護部の位置づけと各看護単位の有機的な連動、看護マネジメント、看護単位内外および他職種、地域連携の実際に触れ、マクロな観点から看護を学ぶ。加えて3年次の領域別看護と結合させて考察し、看護ニーズ・看護の課題を抽出して研究課題として設定し、卒業研究である課題探求Ⅰ・Ⅱへとつなげる。総合実習では、複数の患者の受け持ちや夜間実習など卒業後の看護師の'仕事'のイメージを具体化し、インターンシップ的要素も含める。



<図:各段階の臨地実習進行図>

4) 領域別実習目的

科目名	実習目的	単位数	学年	実習施設
生活行動援助論実習 I	生活行動援助論演習 I の学修の進度に沿って、療養環境・患者の生活の日常生活援助について、療養の場である病院に出向きリアルティに触れる見学実習を行う。	1	1	京都武田病院 京都桂病院
生活行動援助論実習 II	病をもち治療を受けながら生活している患者の気持ちを理解し、患者の立場に立って科学的な知識と思考を用い、看護の独自の機能である生活行動の援助とその意義について学ぶ。	2	2	京都武田病院 京都桂病院 宇治病院
急性期・周術期 看護論実習	急性期看護では生命機能の回復を最優先し、身体的苦痛を取り除く。主に手術療法を受ける患者の手術前・手術中・手術後の特徴を理解し、患者および家族のニーズを考慮に入れた看護過程の展開の実際について学ぶ。手術療法を受ける患者の心理面を理解し、患者及び家族への共感的態度を養う。	2	3	京都第一赤十字病院 京都第二赤十字病院 京都市立病院
セルフケア 支援論実習	慢性疾患をもって生きる患者の健康上の諸問題を総合的に把握し、残存機能やセルフケア能力を考慮した生活指導や疾病の管理方法、チームアプローチなど基礎的な看護実践方法を学ぶ。	2	3	京都第一赤十字病院 京都第二赤十字病院 京都市立病院
生活行動回復 看護論実習	疾病・障害・加齢などによる生活上の問題を有する対象や家族に対し、可能な限り日常生活活動の自立とQOLの向上に向けての看護実践能力を学ぶ。	2	3	京都大原記念病院
緩和ケア論実習	がんと共に生きる人とのかかわりを通して、全人的な痛み(トータルペイン:身体的・心理的・社会的・スピリチュアル)について理解し、全人的なケア・家族ケア・多職種によるチーム医療の重要性を看護の視点から学ぶ。	1	3	宇治病院
高齢者支援論実習	対象の発達課題、加齢による諸機能の変化、健康障害、生活障害、および心理社会面を統合して捉え、老年期にある対象の最適健康に向けた看護ができる能力を養う。病院や介護老人施設におけるそれぞれの療養の場での日常生活への援助やコミュニケーションをとおして、高齢者のQOLの保障や生活の場を整える看護の視点を学ぶ。	3	3	京都桂病院 宇治病院 がくさい病院 京都武田病院 京都市桂川特別養護老人ホーム桂川園 宇治病院平成老人保健施設 介護老人保健施設「がくさい」 健光園あらしやま

小児看護学実習	まず、保育現場では健康な小児の生理や発達課題を学習する。次に治療を受けながら療養生活を余儀なくされている小児についての理解を広げ、対象(患児及びその家族)の健康上の問題を総合的にとらえ、対象に適した看護活動の実践について学ぶ。	2	3	京都大学医学部附属病院 京都市立病院 京都桂病院 西七条保育園 川勝寺保育園
母性看護学実習	妊娠・分娩・産褥各期にある女性と家族の発達過程を共に体験し理解することにより、生命の尊厳性に触れ、自らの母性・父性意識の深化をはかる機会とする。 両親及び新生児やその家族に対しての、基本的な看護援助の知識・態度・技術を学ぶ。	2	3	京都府立医科大学附属病院 京都市立病院
精神看護学実習	心を病む人とのかかわりを通して、精神の健康および精神の障がいを理解し、対象の生活の場に応じた看護を実践するために必要な知識・技術・態度を養う。地域や医療機関、メンタルケアセンターなど病期に応じた治療環境での看護実践を学ぶ。	2	3	京都府立医科大学附属病院 西山病院
在宅支援論実習	地域で暮らす高齢者が希望する生活を自立(自律)して送れるよう、地域密着型の病院で、訪問看護ステーションを持つ福祉・保健・医療の専門職チームで実習し、そこで行われる総合的かつ継続的な支援体制を学ぶ。また、在宅で療養する全ての年齢層の人々と家族の意思決定を尊重し、多様性と個別性を重視した看護の機能と役割を学ぶ。	2	3	<訪問看護ステーション> 京都大原記念病院 宇治病院 がくさい病院 京都武田病院
課題探求実習	病院組織と看護部の位置づけと各看護単位の有機的な連動、看護マネジメント、看護単位内外および他職種、地域連携の実際に触れ、マクロな観点から看護を学ぶ。加えて3年次の領域別看護と結合させて考察し、看護ニーズ・看護の課題を抽出して研究課題として設定し、卒業研究である課題探求へとつなげる。	1	4	京都大原記念病院 宇治病院 がくさい病院 京都桂病院 京都武田病院
総合実習	4年次後期の8月に総合実習(1週間、1単位)を行う。複数の患者の受け持ちや夜間実習など卒業後の看護師の‘仕事’のイメージを具体化し、インターンシップ的要素も含める。また、保健医療福祉チームでの連携における看護師としてのメンバーシップ、リーダーシップ、フォロアーシップの役割について一連の体験をもとに今後の保健医療福祉の連携の在り方について課題を見出すことができる。	1	4	京都大学医学部附属病院 京都市立病院 京都大原記念病院

3. 教育的支援体制 —実習水準の確保—

1) 実習運営委員会

(1) 設置の目的

実習運営委員会は実習の効果的で円滑な遂行を目的とする。

実習運営委員会は教授会直属の教務委員会の下部組織であり、そのメンバーは、各看護領域の代表教員によって構成される。

(2) 機能と役割

- ① 実習年間計画の調整・立案
- ② 実習可能施設の開拓支援・継続検討
- ③ 実習可能施設との契約書の有無の確認
- ④ 実習可能施設との連携
- ⑤ 実習指導者会議開催の計画立案と実施・運営
- ⑥ 実習グループの編成
- ⑦ 実習施設との連絡・調整
- ⑧ 実習要綱の作成・配布
- ⑨ 「実習の手引き」の作成・配布(品格、倫理、リスク管理など)
- ⑩ 学生への全体オリエンテーションの計画・実施
- ⑪ 臨地実習教育者研修会の計画・運営を、看護の智協働開発センターとの連携・協働の下に主体となって行う。

2) 看護の智協働開発センター

看護職者・教員・学生・市民・企業が、それぞれの智を持ちより、学び合い、看護の発展を通して、人々の健康な生活の維持と増進に貢献する目的で「看護の智協働開発センター」を大学内の機関として設置する。その教育開発部門において、臨地実習教育者と教員との協働学習、臨地実習教育者や市民の大学講義の聴講など、看護職者・教員・学生・市民・企業が、それぞれの智を持ちより、交流し学び合える環境を提供する。

(1) 実習指導者研修会

臨地実習教育者研修会の計画・運営を、実習運営委員会と連携・協働して行う。

3) 臨地実習教育協議会

(1) 臨地実習教育協議会の設置と目的

効果的な実習を行うためには、実習施設の施設長及び大学の学部長、教務委員会で構成する「臨地実習教育者協議会」(以下、協議会という)を設け、定期的な情報交換や意見交換を行う。

本学科における協議会の開催は、臨地実習が効果的かつ円滑に行なえるように、大学の教員と臨地実習教育者の相互理解を図ることを趣旨とする。本学科の教育目的・実習目的・実習計画・実習方法等についての相互理解を図り、実習教育の主体は大学にあることを認識し、専任教員は学生の実習教育に責任を持ち、実習施設側は患者に対する責任を持つことを共通理解する。

協議会は、全体協議会と領域別協議会に分けて、効果的・効率的に運営する。

看護学科開設前は、大学のカリキュラムと臨地実習の到達目標や実習方法について説明し、実習開始までに実習要綱の準備、実習施設の整備について協議を行い、相互の理解と連携を深める。

開設初年度から全体協議会を開催する。参加者は、大学側は学部長はじめ各領域の実習担当教員と実習施設責任者の各施設1名で構成される予定である。

実習開始までに学生の学内学習状況と実習目標等を共通理解し、実習環境となる実習施設の整備内容の協議を行い、学習環境と指導体制の構築において相互の理解と連携を深めていく。

領域別協議会は、領域ごとに個別で開催されるのではなく、学生の学びが共有され、教育の一貫性を維持する目的で共有する。学生は段階的、領域別に実習しており、実習で体験することは学生個々の経験であり、影響を受ける因子も複雑である。その中であって個々の看護学生が実習毎に何をどのように学んでいるかを明らかにし、知識、技術、態度などの特徴を共有することで、教員と臨地実習教育者の教育の方向性を一致させることになる。

開設2年目以降、臨地実習教育者と臨地実習にかかわる事柄について協議し、実習中に生じた事柄や看護を取り巻く医療環境の変化についても協議し、臨地実習教育者及びスタッフとの緊密な連携を構築する。協議会で協議された内容は、実習オリエンテーションや実習教育場面で生かされ、学生が実習に自主的・積極的に取り組み、効果的な実習が行えるよう、連携体制は欠かせないと考えている。

実習開始前と後の会議では、協議会を定例会議として、運営していくことが必要である。開始前は、各実習の目的・到達目標・内容・方法について説明する。実習の具体的方法や、教育方法、実習記録の取り扱いなどを検討し、教員と臨地実習教育者の役割分担を行う。その際、実習開始前に感染症対策についてオリエンテーションを実施し、事故・感染症発生時の報告・指示経路及び対処方法についての確認と合意を得る。

実習後は、実習目標の到達度、教育方法や教育上の問題点について検討する。また学生の評価について意見を伺い、実習の到達状況、実習教育上の課題について協議会での検討結果を共有し、次回の実習について情報交換する。

実習施設ごとに専任教員並びに助手と臨地実習教育者の3者による具体的な連携体制を強化していく。そして、実習期間中には相互の情報交換を密にし、学生の実習計画についての調整を行いながら指導にあたる。

万一、事故・感染症が発生した場合は、実習施設の規定及び本学の報告・支援体制に従い、連携を取りながら速やかに対処をする。

4) 実習施設

(1) 実習施設の選定

実習施設は、各実習科目の目的、施設の概要より、実践的な教育を行えるということに重点を置き、施設までの交通手段等を考慮し選定した。また、疾患治療を目的とした入院患者の看護にとどまらず、患者の細かなニーズに応えられる地域に密着した地域医療支援型の病院で実習することにより、地域に根ざした医療・看護サービスを実践できる病院を選定した。

実習施設は本学部の設置趣旨を説明して、充分にご理解いただいた実習施設 15 箇所を確保し

た。具体的には、

- ① 生活行動援助論実習Ⅰでは、授業進度に合わせて日常生活援助技術を学内で演習し、続けて臨地で学べるように、場所を大学近郊に選定した。
- ② 生活行動援助論実習Ⅱでは、Ⅰでの実習病院を再度使用することで、学生の緊張感を少しでも緩和できる実習環境とした。
- ③ 在宅支援論実習では、地域で暮らす高齢者が希望する生活を自立(自律)して送れるよう、福祉・保健・医療の専門職チームで行われる総合的かつ継続的な一連の支援体制を学ぶことができる病院附属の訪問看護ステーションや居宅およびデイケア施設を選定した。
- ④ 高齢者支援論実習では、地域密着型の総合病院(京都桂病院、宇治病院、京都武田病院、がくさい病院)をあて、地域とのつながりを重視し、高齢者と家族の生活の場からの看護を考えられる環境とした。
- ⑤ 母性看護学実習、小児看護学実習では、最先端医療を提供している大学病院(京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院)や地域医療支援病院(京都市立病院、京都桂病院)で学び、各々の学びの交流を通じて、高度医療を受ける患者と地域社会と結びついた医療の双方の特徴を学ぶ機会とした。
- ⑥ 急性期・周術期看護論実習においては、救急救命センター等をもつ急性期の総合病院(京都市立病院、京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院)を選定した。
- ⑦ 生活行動回復看護論実習には、回復期リハビリテーション専門病院(京都大原記念病院)を選定した。
- ⑧ セルフケア支援論実習では、地域医療支援病院として承認されている病院(京都市立病院、京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院)を選定した。
- ⑨ 緩和ケア論実習には、大病院からの後方病院(宇治病院)としての緩和ケアにおける役割と看護師の役割の双方を学ぶことができる病院を選定した。
- ⑩ 精神看護学実習には、精神専門病院(西山病院)とメンタルケアセンターをもつ病院(京都府立医科大学附属病院)を選定した。
- ⑪ 課題探究実習では、病院組織と看護部の位置づけと各看護単位の有機的な連動、看護マネジメント、看護単位内外および他職種、地域連携について実際に触れられるように、専門病院から総合病院まで(京都大原記念病院、宇治病院、がくさい病院、京都桂病院、京都武田病院)を選定した。
- ⑫ 総合実習では、大学病院から地域密着型の病院(京都大学医学部附属病院、京都市立病院、京都大原記念病院)で、複数の患者の受け持ちや夜間実習など卒業後の看護師の'仕事'のイメージを具体化できる病院を選定した。

実習指導教員体制として、実習病院は徒歩5分～1時間圏内とした。教員は1病院につき2名以上が指導できる体制とした。各領域の実習についても、必ず1名以上の教員が常駐できるように病院を選定した。また、それぞれの病院に合わせて、1グループの学生数を5名以下とできるだけ少なくし丁寧な指導ができる環境を調整した。

【実習資料 3-1:臨地実習年間計画表 1 参照】【実習資料 3-2:臨地実習年間計画表 2 参照】

【実習資料 3-3:臨地実習年間計画表 3 参照】【実習資料 4:実習生受け入れ可能人数一覧 参照】
【実習資料 5:臨地実習施設一覧表 参照】【実習資料 6:実習科目別の学生配置および教員配置】
【実習資料 7-1.7-2.7-3.7-4.7-5.7-6.7-7.7-8.7-9.7-10:臨地実習教員配置具体案 参照】

(2) 実習施設との契約

実習先との契約について実習承諾書はすでに、申請までに確認されている。実習契約については、実習開始までに契約内容として、実習科目、学生氏名、学年、学生数(1グループの人数)、実習時期、実習場所、実習費を明記して、個人情報保護や事故防止については実習施設ごとに詳細を確認して取り決め、明文化する。実習施設から実習に関する条件があれば、契約書に明記する。実習終了後は、契約内容の学生の参加状況を、速やかに実習施設事務局に報告し、実習施設に実習費の支払いを行なう。

特に必要な事項は、受け持ち患者の個人情報保護と実習期間中に知り得た内容についての守秘義務である。それには実習記録の厳格な取り扱いを含む。

他教育機関が実習施設を使用している場合は、その教育機関の実習に支障がないように、実習時期とグループ数を実習施設責任者と調整して、他校に支障がないことを確認し、実習施設の了承を得ている。

【実習資料 8:臨地実習施設承諾書】添付、【実習資料 9:実習施設との位置関係図 参照】

(3) 実習施設における説明と同意

実習開始前までに専任教員及び臨地実習教育者は、学生が受け持つ対象者を選び、臨地実習教育者は本人(対象者)に学生の実習と実習における個人情報保護について説明し、学生が受け持つことの同意を口頭で得る。そして、実習開始時には、実習担当教員、臨地実習教育者及び学生が実習で対象者を受け持つことを本人に説明する。その中で個人情報保護に関する内容と個人情報が漏洩することがないように留意することを説明し、学生が受け持つことの同意を書面で得ることとする。

(4) 実習教育体制

実習担当の責任者として、専門領域ごとに専任教員を配置し、専任教員は助手及び臨地実習教育者を教育支援する。なお専任教員のうち各領域1名を専任教員とし、実習の計画・実施・評価に関して総合的な責任をもつ。原則として1グループ5名の学生を1人の教員が担当する。

専任教員、助手及び臨地実習教育者の3者間で緊密な連携を取り、臨地においての学生の教育支援を行う。専任教員は学内での授業等との調整を図りながら、適切に実習施設を巡回し教育支援を行う。助手は教員の教育的支援の下で連携し各実習施設に適切に配置する。

実習施設については、各実習施設に臨地実習教育者を配置する。臨地実習教育者は、臨床経験が豊富で学生を尊重しその教育に熱意を持つ教育的支援能力のある看護専門職者を前提とし、各実習施設の施設長の推薦を得られた者とする。

【実習資料 10:実習運営組織図 参照】

5) 実習方法

(1) 実習方法

実習は、専任教員、助手及び臨地実習教育者による教育的支援の下で臨地において学生自らが看護を実践する。

- ①学生は、各実習科目の実習目的・実習内容・実習方法に基づいて実習を行う。
- ②原則として、受け持ち患者制をとり、専任教員、助手及び臨地実習教育者による教育的支援の下で学生が看護計画を立案し実践する。
- ③各実習における毎週末には学内でカンファレンスを行い、学生個人の体験を出し合い学びを共有しながら、各テーマについて討論をする。
- ④各実習終了後は、実習における学びをレポートにまとめ、思考の整理と統合を図る。
- ⑤実習内容を整理して、自分の成長や学びの課題について自己評価し、自己の成長や変化を確認する。

(2) 実習前の準備

①オリエンテーション内容

- (a)実習概要、時期、単位、科目、目標、方法、施設、実習記録、評価
- (b)実習態度：人権への配慮、倫理的規範、責任の自覚、学習への取り組み方、施設利用上の注意、欠席・遅刻時の連絡方法、実習中の事故・物品破損時の連絡・対処、交通運休や災害への対処、クライアントに不利益が生じないような配慮、学生としての品格・振る舞い・会話・服装・挨拶等
- (c)情報収集の方法：情報へのアクセス方法、パスカードの管理、不正使用について、守秘義務、電子カルテの具体的な閲覧方法

②事前の学習

- (a)必要な知識・技術の提示、必要に応じた技術演習の実施
- (b)事前学習に必要な時間の確保、書物の提示、実習室の準備と利用時間の提示
- (c)実習計画書の作成について

(3) 実習後の確認

①グループごとのカンファレンス

体験の共有化、深化、相互の触発、実習の総括等を行う。

②個別のフィードバック

今後の学生の看護職者としての成長、また人間としての成長を尊重し支援することに重点を置いた形成評価の視点でのフィードバックを基軸に据える。フィードバックの面談では、一方的に成果の判定を下すという上下関係の立場ではなく、学びの内容を共に吟味し、長所を伸ばすという同等な相互関係の立場で行う。フィードバックの手段には個別面談や概評などがある。具体的には、振り返り、学びや体験の意味の抽出、現状の確認、今後の課題、失敗感のケア、強みの発見、成長への気づきと賞賛、自己実現への支援、成長変化への支援などの内容が含まれる。学生の状況や個性に合わせて、丁寧な配慮が必要な学生の場合、早期から領域を超えて密に連携し、効果的な教育支援を積み重ねられるように協働する。

③実習記録の提出

次の実習の準備学習を妨げないような、時間の確保・内容への配慮を行う。記録量についても同様に内容を精選し、学生の効率的な学修を保証する。

④実習記録の返却

記録は個人情報保護に関する条項を遵守していることを確認の上、学生に返却する。

4. 人権尊重の徹底

1) 人権尊重の徹底

学生は看護専門職者としての自覚を持って人間の生きる権利を尊重し、人の尊厳を保ち、敬意と信頼関係の中で安全な看護を平等に行う。また人間の知る権利と自己決定の権利を擁護するための配慮を徹底し、厳として自己を律した行動をとるよう努める。

2) 個人情報の保全

臨地実習において知り得た情報は、対象者の診療ならびに看護に関する情報を主体とした個人情報であり、対象者の人格を尊重しプライバシーの権利を保護するために、情報の取得と取り扱い、個人情報保護法に基づいて厳格に行われる必要がある。特に実習記録に関しては、学生の臨地実習施設・自宅・大学間の移動や、他学生や担当教員に呈示する機会も多いことから実習記録を取り扱う際には以下の点に十分に留意させる。

(1) 個人情報の遵守事項に関する文書確認

個人情報保護に関する遵守事項を文書で提示し、学生の署名をもって確認する。

(2) 情報収集時の遵守事項

- ①既存の情報と学生の実践を通して得た情報は守秘義務を遵守する。
- ②電子カルテ閲覧時には、受け持ち患者以外の患者のカルテを閲覧しない。
- ③学習上必要な情報のみを収集する。

(3) 記述方法上の遵守事項

個人が絶対に特定されることのないよう、実習記録への転記時の工夫を徹底する。

- ①氏名・施設名はアルファベットで表記するなど、対象者や施設が特定できない工夫を行う。
- ②年齢は、該当年齢が特にケアに必要な場合は、「○歳代」とする。
- ③家族構成は、看護上のケアに関連する場合のみ、必要最小限を記載する。
- ④性格や態度の記述については、客観的な記述となるように努め、偏見やレッテルになるような記述は行わない。
- ⑤その他の必要のない対象者の情報についても記述・転写を行わない。

(4) 記録・個人情報の管理に関する遵守事項

- ①実習記録は、情報の流出・紛失を防止するため、原則として手書きとする。
- ②実習記録は、実習以外の目的で使用しない。
- ③実習に関する記録物やメモ類などは、置き忘れや紛失のないよう厳重に管理する。
- ④実習記録を複写する場合は、担当教員の許可を得て、実習施設あるいは本学で複写を行う。複写したものは、目的終了後にはシュレッダーにかけ破棄する。
- ⑤カンファレンスなど複数の学生、担当教員、実習教育者が関わる場合は、個人情報の流出を避けるため、学修記録に関わる資料の配付は最小限の範囲に止め、終了後の回収処理についても責

任を持って行う。

⑥他者と情報を共有する場合は、カンファレンス内に限る。

⑦実習記録の紛失防止のため、通学途中に記録物をカバンから取り出さない。

⑧実習記録の紛失など、不測の事態が生じた場合は、直ちに担当教員に連絡し対処する。

⑨実習後も実習中と同様の管理を行う。また個人情報に記載されているメモ類なども厳重に取り扱い、不要になった時点で必ずシュレッダーにかけ破棄する。

(5) 記録返却時の遵守事項

実習記録返却時には守秘義務や記録管理方法について再度徹底し、文書で学生の署名をもって確認を行う。

5. リスク管理

1) 学生の危機管理意識の啓発

(1) 総合オリエンテーション・領域別オリエンテーションの実施

各実習前には実習担当教員全員で総合及び領域別オリエンテーションを実施し、実習の意義や目的、実習中の心得などについて共通の認識を持つように徹底していく。また、学生に対して常に対象者の生命に関わっていることを自覚させ、対象者及びその家族を尊重し、責任ある行動をとり、なおかつ事故を起こさないことを徹底させる。実習では学生には結果予見義務や結果回避義務等の注意義務があり、正確な知識技術、冷静な判断力、高いモラルが求められていることを自覚して実習に望むように丁寧な説明を行う。

(2) ヒヤリハット・インシデントについての学習

全体及び領域別オリエンテーション時に、ヒヤリハット・インシデントに関する十分な説明やワークショップを通して、学生の危機管理意識を高める。

(3) 事故発生時の学生の行動指針の提示

全体及び領域別オリエンテーション時に、事故発生時の学生の動きについて、大学の策定した<事故時の対応フローチャート>の内容を周知する。

【実習資料 11: 事故時の対応フローチャート 参照】

2) 事故防止対策

①臨地実習開始前には、実習担当教員及び臨地実習教育者による実習教育者協議会を設け、安全管理や事故防止マニュアルを確認する。

②「実習の手引き」を作成・配布し、事故防止、個人情報保護に関して周知徹底する。

3) 感染症対策

感染症に関する知識を教授し、必要な感染予防対策を実施し、感染防止に必要な知識・技術・態度を学生に身につけさせる。

(1) 学生の自己健康管理についての啓発

①季節の変わり目や流行時等に、自己の健康管理についての啓発を繰り返し行う。

②感染症発症時における対応マニュアルの内容について周知する。

【実習資料 12: 感染症発症時の対応マニュアル(実習施設で感染症が発生した場合) 参照】

【実習資料 13:感染症発症時の対応マニュアル(学生が罹患した場合) 参照】

(2) 予防接種

- ① 感染予防上、予防接種の必要性(自分自身を感染から守るだけでなく、周囲への二次感染を防ぐ)・効果・副反応等について学生自身及び保護者が十分に理解した上で、各自の責任の下に任意でワクチン予防可能疾患としての予防接種を推奨していく。
- ② 対象疾患は以下とする
麻疹・風疹・水痘・流行性耳鼻下腺炎・B型肝炎・インフルエンザ・結核

(3) 検査の実施

具体的には免疫獲得状況と感染の有無の把握のために学生に対して入学直前に検査し、入学時には検査結果を提出する。各実習前には感染の曝露と被爆について把握し、健康診断の結果をもとに校医が適切な指導を行う。

- ① 小児感染症(麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎)の抗体価検査
- ② B型肝炎抗原・抗体検査、③ ツベルクリン検査、④ 胸部X線検査

4) 感染・事故発生時の危機管理体制

(1) 事故発生に関する連絡・対処体制の構築と周知

事故発生に関しては、事故発生直後から事後処理までの連絡・対処体制を明記し、実習責任者と実習施設側の一貫した対応を行う。この対応は、実習開始までの事前会議で、学校関係者すべてが周知したうえで、実習施設の責任者と協議して事故報告書の様式の作成と、事故報告書の取り扱いについて取り決め、再発防止のための検討を行い実習施設側と共有して対応する。

(2) 災害傷害保険及び賠償責任保険への加入

オリエンテーション時に学生に実習中に遭遇する事故の可能性と、加害者や被害者となった場合の損害補償を考慮して、災害傷害保険及び賠償責任保険への加入をするよう推奨し、学生及び教員、助手は、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入するよう努める。

(3) 事故発生時の学生・教員・臨床教育者の行動指針

事故発生時、学生・教員・臨床教育者は、大学の策定した<事故時の対応フローチャート>に沿って行動する。

【実習資料 11:事故時の対応フローチャート 参照】

(4) 実習において事故が発生した場合の対応

- ① 学生は速やかに教員及び臨地実習教育者の双方に連絡・報告を行う。(いずれかに連絡が取れない場合は、先に連絡が取れる方に連絡し、後で必ず他方にも連絡を取る。)
- ② 学生は教員・実習教育者と共に対象者の状況を把握し、安全な状態を確保するよう適切な対応を行う。
- ③ 状態が落ち着いた後、教員・実習教育者と共に事故の分析をし今後の事故防止に向けての課題について話し合う。また事故発生報告書を作成し、実習施設及び本学へ提出する。教員の判断によりカンファレンスの検討課題として学生が体験を共有する。但しその際には当該患者及び学生のプライバシー保護について最大限の配慮を行う。

- ④対象者や家族に対して誠意を持って対応する。
- (5) 感染源となる血液、体液、分泌物等に曝露・接触したと判断される場合の対応
速やかに教員及び実習教育者に報告をし、大学の定める「感染症発症時の対応マニュアル」に沿って対応する。

【実習資料 12・資料 13: 感染症発症時の対応マニュアル 参照】

6. 実習評価と単位認定

1) 実習評価の方法

実習評価は、各実習領域において作成した臨地実習評価表に基づいて行う。この臨地実習評価表は、教員による学生評価に利用すると同時に、学生の自己評価としても利用し、実習評価では学生の自己評価と共に、臨地実習教育者の意見も考慮する。

2) 実習評価における視点

- ①事前学習内容・実習内容・実習態度・実習記録・出席状況などを総合的に評価する。
- ②学生の自己評価と共に、臨地実習教育者の意見も考慮する。
- ③実習評価では、今後の学生の看護職者としての成長、また人間としての成長を尊重し支援することに重点を置いた形成評価の視点でのフィードバックを基軸に据える。
- ④フィードバックの面談は、一方的に成果の判定を下すという上下関係の立場ではなく、学びの内容と共に吟味し、長所を伸長するという同等な相互関係の立場で行う。
- ⑤フィードバックの手段には個別面談や概評などがある。具体的には、振り返り、学びや体験の意味の抽出、現状の確認、今後の課題、失敗感のケア、強みの発見、成長への気づきと賞賛、自己実現への支援、成長変化への支援などの内容が含まれる。
- ⑥学生の状況や個性に合わせて、丁寧な配慮が必要な学生の場合、早期から領域を超えて密に連携し、効果的な教育支援を積み重ねられるように協働する。

3) 単位認定者

実習領域責任者が実習担当教員と協議して単位認定を行う。

シ) 学外実習の具体的計画

本学の教育目標である「いつくしみ」を具現化する全人的看護とケアリング実践について、豊かな伝統と実績を持つドイツやスイスの病院施設を訪問し、その実践や背景にふれ理解を深める。同時に、欧州の人々との交流を通して国際人としての資質を養い、看護の分野で日本や国際社会で活躍できる能力の基礎を培う。

本学の教育課程内での海外における研修は「国際看護論実習」において実施する。

<実施計画>

(1) 実習施設名 (所在地)

- ①イタヴェーグマンクリニック (Ita Wegman Klinik) (病院)

所在地：Pfeffingerweg 1, CH-4144, Arlesheim, Schweiz (スイス)

②フィルダークリニック (Filderlinik) (病院)

所在地：Im Haberschlag 7, 70794 Filderstadt-Bonlanden (bei Stuttgart), Deutschland
(ドイツ)

(2) 担当者

准教授 (1人)：伊藤良子

助教 (1人)：武田未央

(3) 実施時期

夏季休業期間中 (8月～9月の10日程度) (渡航先への移動時間も含む)

(4) 教育方法

事前準備として、参加者オリエンテーションを実施すると共に現地の文化・全人的看護の歴史・看護制度などについての事前学習に基づいたレポート提出を課し、それを基にグループでのまとめと発表を行い、実習前における知識の共有をはかる。

現地での教育は国際看護の実績を持つ本学教員2名が引率を兼ねて行い、加えて旅行業者の添乗員が宿泊・交通関係の案内を行う。現地研修病院では参加者全員が2つの医療施設において実習を経験し、それぞれの医療施設においては医師、看護師、コ・メディカル、芸術療法セラピスト等による病院見学、解説、セミナーと質疑応答・ディスカッションを中心に学ぶ。セミナーについては内容の難易度に応じて適宜引率教員が同時通訳を行うか説明を補う。

帰国後は、参加者全員での報告会を行った後、個人レポート提出を課す。プログラム終了後、全参加者による全学公開の報告会を実施し体験を共有することで大学全体の国際的な看護への取り組みにも貢献する。【資料シ-1】国際看護論実習日程スケジュール表 参照

(5) 評価方法

事前学習レポート、研修中の演習やディスカッションへの取り組み、プログラム終了後の報告会資料と終了時の課題レポート、帰国後の引率教員による面接を総合し引率教員でもある科目担当責任教員が評価する。

(6) 使用言語

英語 (本学では英語教育に重点を置いており、かつドイツやスイスにおける医療従事者は英語に精通していることから、英語でのコミュニケーションを基本とする。)

なお、ドイツの病院において患者と接触する可能性のある状況を考え合わせ、四年次前期空き時間を利用して初歩的なドイツ語を学習する。

(7) 履修要件

TOEIC 730点以上 (目安として)。

730点は、「TOEICスコアとコミュニケーションレベルとの相関表」¹⁾のA～Eの5レベルにおいて、第3レベルの上限と第2レベルの下限を示すスコアである。相関表によると第3レ

ベルとは「日常生活のニーズを充足し、限定された範囲内では業務上のコミュニケーションができる」レベルであり、第2レベルとは「どんな状況でも適切なコミュニケーションができる素地を備えている。」レベルである。今回はこの中間点を「履修に必要な語学能力の一つの目安」として設定することで、現地での病棟見学時の説明の理解を担保すること、現地での学びの中に数多く設定している「質疑応答とディスカッション」への活発な参加を促すこと、また参加希望学生の語学学習へのモチベーションを高めることを期待している。

(8) 学生の選抜方法

- ①対象：4年次在籍学生の希望者を対象とする。履修前年度の3月に実施する履修申請により20人を上限に希望者を募る。
- ②受入人数：20人
- ③単位：選択科目、実習科目として位置づけ、1単位と認定する。(1単位45時間換算で、渡航前、渡航後の事前事後学習と報告書提出も合わせて1単位とする)
- ④選抜方針：履修希望者が20人を超える場合は、3年次終了時点での学業成績の優良な者を選抜する。20人を超えない場合は、履修要件を満たしていることを条件とする。

(9) 学生の費用負担

35万円(概算)自己負担

(10) 実習病院との連携体制

海外研修の行き先である上記の2医療施設は、本学学部の就任予定教員と長年の関係を築いてきた施設であり、当該施設と万全の協力体制を取り実施する。

現時点で上記の2医療施設の看護部長と連絡を取っており、上記の実習時期・実習期間・受け入れ人数・実習内容について「覚書」を取り交している【資料シ-2】海外研修に関する覚書参照)。国際看護論実習実施の2年前に上記の2医療施設の看護部長と再度連絡を取り、1年前には調整を終了・確定し、参加希望学生への説明会を行う。

(11) 安全管理

- ①海外実習の前には海外での緊急事態への対応に備えて渡航先の国および実習先の情報収集と協力体制の確認を行い、学生と保護者への説明と同意を書面で得る。
- ②渡航前には学生に自己健康管理を促し、インフルエンザの予防接種を推奨するとともに麻疹・風疹の予防接種歴を確認する。
- ③実施時期をドイツ・スイスで最も気候の穏やかな夏季に選定することで、気温などの環境の変化を最小限に抑えると共に、インフルエンザ、ノロウイルス感染のリスクを低減する。
- ④学生の旅行中の傷害保険、健康保険について参加者全員の加入を求めるとともに、密接なコミュニケーションによって、安全管理を常に徹底していく。
- ⑤現地の滞在については、学生の利便性、安全面から、ホテルを利用する予定である。利用ホテルは以下のレベルのホテルを予定している。
 - ・ Hotel City Inn (スイス、バーゼル市) (イタヴェーグマンクリニックの実習において

使用)

- ・ Rieker Novum Stuttgart Hauptbahnhof (ドイツ、シュトゥットガルト市) (フィルダークリニックの実習において使用)

(1 2) 実習病院選定の理由

「全人的医療に基づく医学・看護学」を中心理念として実践している病院施設は欧州に 20 施設以上あるが、今回訪問するイタヴェーグマンクリニックは、その中でも欧州で最初に開設 (1921 年) された小規模病院 (63 床) (スイス) でありフィルダークリニックは欧州で最初に開設 (1964 年) された中規模病院 (219 床) (ドイツ) である。同様の全人的医療に立脚するホリスティック医学の最初の機関である米国ホリスティック医学協会の設立が 1975 年、アメリカホリスティック看護協会の設立が 1981 年であることを考えると、世界におけるまた欧州におけるこの二つの病院施設は、先駆的役割、伝統の長さの実績の豊かさ、社会的認知度の高さにおいて際立っている。このように欧州における全人的医療は大規模病院で実践されることは稀で、これら小規模・中規模病院を主流に、現在に至るまで脈々と受け継がれてきている。今回は全人的医療の典型ともいえるこれらの病院での研修がその本質に触れる学びを可能にすることを考慮してこの 2 病院を研修病院として選定した。

両病院では全ての患者に「かけがえのない一人の人」として真摯に相對すること (Individuelle fuer Alle) を理念とし「人間を中心に置いた」看護がなされている。他の病院と同様に患者の病状回復や疼痛緩和・治癒・社会復帰を目指すことに加え、全人的な観点に基づく治療・看護を通して患者が自己治癒力を取り戻すよう支援している。そして「病」を心と精神を包含し患者の人生の歩みや家庭環境にまで配慮したより大きな観点から捉えることで、病を受容すること、更には病が身体的・心情的・精神的に更なる自己成長の機会となる可能性をも視野において支援を行っている。また両病院施設ではこうした治療・看護のために、近代西洋医学の成果に加えて芸術療法を中心として政府公認の多彩な代替補完療法を取り入れている。

人間の力と可能性を信頼し、かけがえのない一人の人として看護するこの両病院の看護の在り方は、まさに本学の教育理念である「いつくしみ」そのものであり、同時にその中心概念である「ケアリング」²⁾ を長年にわたって実践してきた両病院での実習は、本学で学ぶ学生にとってかけがえのない実体験となり、学生の全人的看護、ヒューマンケアリング、国際看護に関する学びを、知識のみに偏らない暖かく信頼に満ちたものにしてけると願っている。

1) PROFICIENCY SCALE 「TOEIC スコアとコミュニケーションレベルとの相関表」

, <http://www.toeic.or.jp/toeic/pdf/date/proficiency.pdf>

- 2) ケアリングは看護においてよく用いられる言葉であり、看護の中心的価値、あるいは中心的概念として位置づけられている。ワトソン (Watson) は、ケアとケアリングを区別し、ケアは看護の具体的行為であり、ケアリングは態度 (心の姿勢) であると述べている。つまり、ケアリングとは対象のニーズに応えるだけでなく、対象の立場にとって、ある行為が対象のためになるかどうか (対象の生命や生活の質を高めたり、成長につながるか) まで判断するという看護の特性を顕著に表わす概念といえる。日本看護協会

は、2007年「看護にかかわる主要な用語の解説」において「看護ケア」のなかで次のように「ケアリング」を解説している。

ケアリング：1. 対象者との相互的な関係性、関わり合い、2. 対象者の尊厳を守り大切にしようとする看護職の理想、理念、倫理的態度、3. 気づかみや配慮、が看護職の援助行動に示され、対象者に伝わり、それが対象者にとって何らかの意味（安らかさ、癒し、内省の促し、成長発達、危険の回避、健康状態の改善等）をもつという意味合いを含む。また、ケアされる人とケアする人の双方の人間的成長をもたらすことが強調されている用語である。

(看護におけるケアリング、<https://www.nurse.or.jp/rinri/basis/carering/index.html>、日本看護協会、2013年5月28日)

セ)編入学の具体的計画

1. 編入学定員の設定

1) 編入学定員 10名(3年次編入:平成28年度より受入)

2) 編入学資格

一 短期大学(看護師養成課程)を卒業した者及び卒業見込みの者

二 専修学校の専門課程(看護師養成課程)のうち、文部科学大臣の定める基準(修業年限2年以上で、総授業時数1,700時間以上)を満たす課程を卒業(修了)した者及び卒業(修了)見込みの者で学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者。社会人又は短期大学の卒業生など、様々な看護師有資格者、若しくは看護師国家試験受験資格を有する者を受け入れることにより、学科内における活性化を図り、より充実した看護教育が展開されることを期待する。

3) 編入学定員の確保

イ) 学生確保の見通しと社会的な人材需要の1-(3)編入学定員確保の見通し(P14~15)にて記述済み。

2. 編入学生の既修得単位の認定方法

短期大学及び専修学校における教育内容を尊重し、既修得単位の認定については以下のとおり行う。

【資料セー1、2】編入学履修モデル(3年課程)および(2年課程)参照

<既修単位と履修単位について>

この履修モデルでは、看護学科が目指す人材像を実現するための教育課程のモデルを示したものである。教学理念を達成するための教育目標を志向しつつ、単科大学である本学の特色を生かし、看護学の学士課程において修得すべき学習成果を示した。

まず、本学における基礎科目は、智・人にたいする‘いつくしみ’を養い、人間・生活・環境(社会)について理解を深めることにある。

本校が対象とする編入学資格は、短期大学(看護師養成課程)を卒業した者及び卒業見込

み者、専修学校の専門課程（看護師養成課程）のうち、文部科学大臣の定める基準（修業年限 2 年以上で、総授業時数 1,700 時間以上）を満たす課程を卒業（修了）した者及び卒業（修了）見込み者であり、幅広く学生を受け入れていく。一方で、基礎科目の科目内容および単位数については各短期大学および専修学校の裁量に任されており内容は多岐にわたっている。

2005 年の大学評価・学位授与機構学位審査研究部八木の研究結果では、専門学科卒業者の一般・教養科目数の総取得単位数は 17.3 単位であった、と述べられている。さらに、本校の教育課程での修得予定単位数と 2 年課程および 3 年課程の養成課程別の指定規則の単位数の比較【資料セー 3】編入学生用 指定規則対比表をみても、全体から占める基礎分野の割合が低いことが分かる。特に、2 年課程においては、准看護学校で学んだ知識・技術を基にした積み上げ教育であるという特徴や修業年数の関係から基礎分野が占める割合は最も低い。したがって、編入学履修モデルについては、専門的な分野以外の一般・教養科目を幅広く修得でき、養成課程別に合わせた編入学履修モデルの作成が必要である。

上記に掲げた学修目標に到達できるよう、編入学履修モデルでは主要科目の多くを必修科目とした。また、養成課程の特徴を勘案し、3 年課程に対し 2 年課程においては、科目認定単位数の上限を抑え、必修科目数の履修単位数を増やした。

さらに、編入学生の中の旧カリキュラム教育課程の修了者を勘案し、統合分野にあたる「課題探求実習」および「総合実習」については、編入学生全員を対象に必修科目として配当した。未履修の学生のみならず履修済みの学生も再び履修していくことで、あらゆる人々の健康上の課題に対応していくための科学的根拠に基づいた看護実践能力の向上や課題探求能力の向上を養う。

1) 3 年課程編入学履修モデル【資料セー 1】編入学履修モデル（3 年課程）参照

科目認定については、編入学生（看護師有資格者、若しくは看護師国家試験受験資格を有する者）は、既に看護学について一定の知識・技術を修得しているとみなし、併せて下記の内容を勘案しつつ「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」「研究科目」におけるすべての科目について個別認定をおこなう。科目認定単位数は最大 69 単位のなかでおこなう。

(1) 「基礎科目」

必修科目として 12 科目 17 単位を履修する。基礎科目区分における科目認定の上限の単位数は 15 単位とする。

- ① 主体的に学んでいく基礎と科学的思考、論理性、批判的思考と分析力の向上を目指
『主体的学修の基礎・導入』では、「基礎ゼミ 1（編入クラス）」「クリティカルシンキング」「基礎ゼミ 2（編入クラス）」の 3 科目 3 単位について、すべての科目を必修科目とする。
- ② 『コミュニケーション能力の基礎』では、人々との相互理解の基礎能力の向上を目指し、4 年次に「医学・看護英語リーディング」「医学・看護英語語彙」の 2 科目 2 単位を必修科目とした。さらに、科学的思考と併せて広い視野と情報活用力を身につけていく必要がある。そのため「情報リテラシー」「暮らしの中の統計処理」の 2 科目 2 単位に

についても必修科目とした。その他の英語、中国語および「スポーツとコミュニケーション」の科目については、幅広く学修できるよう選択科目として科目配置おこなった。

③ 『人間と日常生活の理解』では、人間・生活について理解を深められるよう 3 年次には「哲学と倫理」「人間関係の心理学」の 2 科目 4 単位を必修科目とし、4 年次においては「死生学」「生涯学習論」の 2 科目 4 単位を必修科目とした。

④ 『社会生活の理解』においても、「異文化コミュニケーション論」1 科目 2 単位を必修科目に配置し、環境（社会）について理解を深められるようにした。

その他の科目についても幅広く学修できるよう選択科目として配置している。

(2) 「専門基礎科目」

専門基礎科目においては、人の命と人に対する‘いつくしみ’を養うために、健康の成り立ち、健康障害と治療および臨床における人のありようと保健医療の仕組みについて学ぶ。

必修科目として 12 科目 12 単位を履修する。専門基礎科目区分における科目認定の上限の単位数は 16 単位とする。

① 『健康の成り立ち』では、看護の対象である人間の「生命」「身体」を、科学的に理解を深めていくために「健康論」「生命の科学」の 2 科目 2 単位を必修科目とした。

② 『健康障害と治療』では、看護基礎教育において一定の知識を修得しているとみなし、各学生の履修状況に応じて科目選択ができるよう選択科目とした。

③ 『臨床の人間学』では、患者の理解および患者とどのように関わっていくのか、学びを深めるとともに、看護専門職としての高い倫理観の形成を目指す。さらに、本学の育成目標の一つであるヒューマンケアリングを可能にするコミュニケーション力育成の基礎についても学ぶ。したがって、「臨床人間学」「臨床心理学」「医療・看護倫理」「生涯発達論」「医療コミュニケーション論」「医療コミュニケーション論演習」の 6 科目 6 単位のすべての科目を必修科目として配置した。

④ 『保健医療と社会保障制度』では、マクロの観点から、わが国の保健医療福祉の実態と政策について学修する。「保健統計学」「関係法規」「社会資源コーディネート論」「看護政策論」の 4 科目 4 単位を必修科目とした。

(3) 「専門科目」

必修科目として 17 科目 17 単位を履修する。専門科目区分における科目認定の上限の単位数は 38 単位とする。

① 『基盤看護領域』では看護のコアとなる基礎看護学と看護の統合と発達を促す開発看護論を学ぶ。基礎看護学では、「看護学原論」「ケアリングコミュニケーション」「看護現象と看護診断」「臨床実践と看護理論」の 4 科目 4 単位を必修科目とした。開発看護論では、「看護リフレクション」「看護教育論」「看護管理・経営論」「医療安全」「災害看護論」「国際看護論」「看護キャリア開発論」「災害看護技術演習」の 8 科目 8 単位を必修科目とした。

② 『地域生活支援看護領域』では、より健康にあるいは健康障害をもちつつも地域で暮ら

- すことを支援する看護について学ぶ。「家族支援論」の1科目1単位を必修科目とした。
- ③『健康回復生活支援看護領域』では、疾病の病期がどの時期にあっても生活者としての視点を重視した看護を学ぶ。「健康回復生活支援概論」「緩和ケア論」の2科目2単位を必修科目とした。
- ④『臨地実習』の「領域別実習」については、看護基礎教育において一定の知識と技術を修得しているものとみなす。「課題探求実習」「総合実習」の2科目2単位については、自らが主体となり課題探求能力が高められるよう必修科目として配置する。看護の課題の抽出と課題探求力および生涯を通してのキャリア発達と研鑽し続ける基本能力の形成やあらゆる人々の健康上の課題に対応していくための科学的根拠に基づいた看護実践能力の向上を養う。

(4)「研究科目」

『研究科目』では、専門職として自発的な能力開発を継続するための能力や看護の向上に資する研究能力の基礎を培うため「課題探求Ⅰ」「課題探求Ⅱ」の2科目3単位を必修科目とした。

以上より、3年課程の編入学生は3年次、4年次を通して43科目49単位の必修科目を学修する。

2) 2年課程の編入学履修モデル【資料セー2】編入学履修モデル(2年課程) 参照

科目認定については、編入学生(看護師有資格者、若しくは看護師国家試験有資格者)は、既に看護学について一定の知識・技術を修得しているとみなし、併せて下記の内容を勘案しつつ「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」「研究科目」におけるすべての科目について個別認定をおこなう。科目認定単位数は最大59単位のなかでおこなう。

(1)「基礎科目」

必修科目として16科目24単位を履修する。基礎科目区分における科目認定の上限の単位数は8単位とする。

- ① 主体的に学んでいく基礎と科学的思考、論理性、批判的思考と分析力の向上を目指し、『主体的学修の基礎・導入』では、「基礎ゼミ1(編入クラス)」「クリティカルシンキング」「基礎ゼミ2(編入クラス)」の3科目3単位について、すべての科目を必修科目とする。
- ②『コミュニケーション能力の基礎』では、人々との相互理解の基礎能力の向上を目指し、3年次には「基礎英語コミュニケーション」の1科目1単位を必修科目とし、4年次においても「医学・看護英語リーディング」「医学・看護英語語彙」の2科目2単位を必修科目とした。さらに、科学的思考と併せて広い視野と情報活用力を身につけていく必要がある。そのため「情報リテラシー」「暮らしの中の統計処理」の2科目2単位についても必修科目とした。その他の英語、中国語および「スポーツとコミュニケーション」の

科目については、幅広く学修できるよう選択科目として科目配置おこなった。

③『人間と日常生活の理解』では、人間・生活について理解を深められるよう3年次には「哲学と倫理」「人間関係の心理学」「芸術と感性」の3科目6単位を必修科目とし、4年次においては「死生学」「生涯学習論」の2科目4単位を必修科目とした。

④『社会生活の理解』においても、「異文化コミュニケーション論」「京都の文化と暮らし」「法からみる医療」の3科目6単位を必須科目に配置し、環境（社会）について理解を深められるようにした。

その他の科目についても幅広く学修できるよう選択科目として配置している。

(2)「専門基礎科目」

専門基礎科目においては、人の命と人に対する‘いつくしみ’を養うために、健康の成り立ち、健康障害と治療および臨床における人のありようと保健医療の仕組みについて学ぶ。

必修科目として14科目14単位を履修する。専門基礎科目区分における科目認定の上限の単位数は14単位とする。

①『健康の成り立ち』では、看護の対象である人間の「生命」「身体」を、科学的に理解を深めていくために「健康論」「生命の科学」「栄養学」の3科目3単位を必修科目とした。

②『健康障害と治療』では、「病理学概論」1科目1単位を必修科目とし、人体を系統だて理解する能力を高める。

③『臨床の人間学』では、患者の理解および患者とどのように関わっていくのか、学びを深めるとともに、看護専門職としての高い倫理観の形成を目指す。さらに、本学の育成目標の一つであるヒューマンケアリングを可能にするコミュニケーション力育成の基礎についても学ぶ。したがって、「臨床人間学」「臨床心理学」「医療・看護倫理」「生涯発達論」「医療コミュニケーション論」「医療コミュニケーション論演習」の6科目6単位のすべての科目を必修科目として配置した。

④『保健医療と社会保障制度』では、マクロの観点から、わが国の保健医療福祉の実態政策について学修する。「保健統計学」「関係法規」「社会資源コーディネート論」「看護政策論」の4科目4単位を必修科目とした。

(3)「専門科目」

必修科目として18科目18単位を履修する。専門科目区分における科目認定の上限の単位数は37単位とする。

①『基盤看護領域』では看護のコアとなる基礎看護学と看護の統合と発達を促す開発看護論を学ぶ。基礎看護学では、「看護学原論」「看護過程論」「ケアリングコミュニケーション」「看護現象と看護診断」「臨床実践と看護理論」の5科目5単位を必修科目とした。開発看護論では、「看護リフレクション」「看護教育論」「看護管理・経営論」「医療安全」「災害看護論」「国際看護論」「看護キャリア開発論」「災害看護技術演習」の8科目8単位を必修科目とした。

- ②『地域生活支援看護領域』では、より健康にあるいは健康障害をもちつつも地域で暮らすことを支援する看護について学ぶ。「家族支援論」の1科目1単位を必修科目とした。
- ③『健康回復生活支援看護領域』では、疾病の病期がどの時期にあっても生活者としての視点を重視した看護を学ぶ。「健康回復生活支援概論」「緩和ケア論」の2科目2単位を必修科目とした。
- ④『臨地実習』の「領域別実習」については、看護基礎教育において一定の知識と技術を修得しているものとみなす。「課題探求実習」「総合実習」の2科目2単位については、自らが主体となり課題探求能力が高められるよう必修科目として配置する。看護の課題の抽出と課題探求力および生涯を通してのキャリア発達と研鑽し続ける基本能力の形成やあらゆる人々の健康上の課題に対応していくための科学的根拠に基づいた看護実践能力の向上を養う。

(4)「研究科目」

- ①『研究科目』では、専門職として自発的な能力開発を継続するための能力や看護の向上に資する研究能力の基礎を培うため「課題探求Ⅰ」「課題探求Ⅱ」の2科目3単位を必修科目とした。

以上より、2年課程の編入学生は3年次、4年次を通して50科目59単位の必修科目を学修する。

○読替認定について

基礎科目、専門基礎科目、専門科目の読替認定は、教務委員会にて審議し、認定する。

○その他

基礎科目、専門基礎科目、専門科目、各相互間の単位読替は可とする。

3. 履修指導方法

履修方法としては、3年次に、低年次に配当されている必修科目を優先的に履修し、順次、基礎科目、専門基礎科目、専門科目における必修科目を履修するように個別に指導する。

4. 教育上の配慮

入学後、編入学生対象のオリエンテーション(修学、学生生活に関するもの)を本学科と学生支援課が連携して実施する。また、専任教員が編入生のためのアドバイザーとして履修上、学生生活上の指導等の相談を担当する。

さらに、「基礎ゼミ1」「基礎ゼミ2」については、既に看護学について一定の知識・技術を習得している編入生であるので、編入学生対象のクラスを設けて以下のような教育上の配慮を行う。

1) 入学時(編入)のガイダンスやオリエンテーションは、1年次入学生と合同で実施するほかに、別途に編入学生用のガイダンスを行う。

①カリキュラムや編入学履修モデル、読替認定等についての概要の説明を行い、個別に相

談に応じる。

- ②学業に専念できるように、奨学金などについてガイダンスを詳細に行い、個別に相談する。
- 2) 入学時(編入)より、複数の専任教員が編入学生のためのアドバイザーを担当する。複数の専任教員を中心に学習計画の指導を綿密に行い、2年間で卒業できるように学習支援を行う。
- 3) 適宜、履修状況や学習状況を確認し、必要な助言や支援を行っていく。
- 4) 学生の履修に支障が生じないように、1年次入学生と異なる事務手続きなどについては、学生支援課の事務担当者と共同行う。

チ) 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で

履修させる場合

本学では4年次前期に開講する「医学・看護英語リーディング」、4年次後期に開講する「医学・看護英語語彙」の2科目において、多様なメディアを利用した教育として、インターネットを利用したEラーニング授業を実施する。

この2科目については、時間割に組み込まれた通常の授業時間内に、大学の教室において、担当教員の監督の下で学生がインターネットを利用して受講を行う点、及び担当教員の面接授業も随時実施される点から、遠隔授業ではなく、厳密には通常の面接授業の形態の範疇に入るものであるが、インターネット教材を活用したEラーニングであることから、本項目において記載する。

Eラーニングを利用する理由としては、一つには一般的に英語の習熟度にはかなりの個人差が生じる可能性がある点、一つには英語の医学用語は、ラテン語やギリシャ語などを語源とするものが多く、普通の英語とかけ離れた難しい単語が多い点、また一つは、日本語の医学及び看護用語も、漢語を語源とする一般になじみの薄い語彙が多いことから、画像や音声(イヤフォンにより医学・看護英語の発音を聞くことができる)を多用した教育が効果的であるという点である。以上の理由から、Eラーニングを導入し、通常の授業以上の学習効果を目指すこととする。

1) Eラーニング実施科目

「医学・看護英語リーディング」(4年次前期 必修)

「医学・看護英語語彙」(4年次後期 必修)

2) Eラーニング実施のための環境

Eラーニングを実施するために、本学では以下の環境を整備する。

- (1) 全学生に大学が指定する基準を満たすノート型PCを持たせる。
- (2) 大学キャンパス内に無線LANを設置し、授業を行う教室以外でも、大学内でのインターネット接続を可能とする。
- (3) 学生は授業中だけでなく、教室以外の自宅や外出先でも、インターネットにつながる場所であれば、Eラーニングサイトに24時間アクセス可能とする。
- (4) 毎回の授業の実施に当たっては、担当教員が設問回答、添削指導、質疑応答に十分に対応

する。また担当教員及び事務職員である指導補助者が、コンピュータ機器のトラブル、コンピュータ操作に関する問い合わせに対応する。授業時間の中で、学生の意見の交換の機会も確保されている。

3) Eラーニングの具体的内容

Eラーニングを採用する上記2科目の具体的な授業の実施内容は以下である。

(1) 受講者は、授業時間中に、大学の教室内において、担当教員の指示のもと、受講者のノート型コンピュータを使用し、インターネットを利用し、外部サーバーにアクセスし、学習を行う。

(2) Eラーニングの各講は以下のような構成となっている。

- ① 解説講義（画像・音声を多用）＝3～7分程度のを繰り返し視聴（イヤフォンを利用）
- ② 上記内容に関するチェックテスト（小チェックテスト）を随時実施
- ③ 1講分の範囲を対象とするテスト（大チェックテスト）を随時実施
- ④ 15回の授業終了後、試験を実施
- ⑤ 数講に1回程度の提出課題を担当教員に提出する。

上記に加え、担当教員による講義と説明、質問への回答を随時実施する。

生徒は、理解が不十分な箇所について、自宅など教室外において、繰り返しEラーニングを受講することができる。

(3) 単位認定について

授業担当者(教員)は、以下の項目を総合的に勘案し評価し単位を認定する。

- ① (15回の授業終了後の) 期末試験成績
- ② 小チェックテスト、大チェックテストの成績
- ③ 提出課題の提出状況と内容の評価
- ④ 出席履修状況（授業中及び授業外の個々の生徒のアクセス回数と時間が記録されている）

テ) 管理運営

大学の管理のための体制として教授会を置く。教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教をもって構成し、教育・研究の管理運営に関する事項について審議をする。学長は教授会を招集し、その議長となる。教授会は原則月1回開催し、具体的には、(1)教育及び研究に関する事項、(2)学則、規程に関する事項、(3)教員の人事に関する事項、(4)教育課程及び授業・試験に関する事項、(5)学生の入学・編入学・退学・休学・復学・除籍・再入学・卒業・学位授与等に関する事項、(6)学生の生活・補導及び賞罰に関する事項である。

教授会は、上記審議事項を委任あるいは諮問するために専門委員会を設置し、速やかな審議結果の報告を受ける。専門委員会には教務委員会、学生生活委員会、キャリア・進路委員会、FD・評価委員会、入試委員会、図書館委員会、倫理委員会、ハラスメント防止等委員会があり、それぞれの所掌事項を審議し、教授会に報告する。

1) 教務委員会

- ① 教育課程に関する事項
- ② 授業科目の編成及びその実施に関する事項
- ③ 学年暦及び履修に関する事項
- ④ 試験及び成績に関する事項
- ⑤ 単位認定、卒業の認定及び学籍等に関する事項

2) 学生生活委員会

- ① 学生の生活支援に関する事項
- ② 学生の保健衛生・福利厚生に関する事項
- ③ 学生の課外活動及び学生自治活動に関する事項
- ④ 学生相談に関する事項

3) キャリア・進路委員会

- ① 学生の就職、進路指導に関する事項
- ② 国家試験に関する事項

4) FD・評価委員会

- ① 教育内容、方法等の改善に関する事項
- ② 自己点検・評価の基本方針の策定、実施に関する事項
- ③ FD、自己点検・評価等に関する報告書の作成、公表に関する事項

5) 入試委員会

- ① 入試政策、募集要項の策定及び入試の実施と選抜に伴う組織に関する事項
- ② 入試についての調整、改善に関する事項
- ③ 入試問題の基本方針に関すること

6) 図書館委員会

図書館長の諮問機関として設置され

- ① 図書館の運営の大綱及び方針に関する事項
- ② 図書館の予算に関する事項
- ③ 図書館の諸規則に関する事項
- ④ 図書館資料の収集方針に関する事項
- ⑤ 学部との連絡調整

に当たる。

7) 倫理委員会

- ① 大学における人間を対象とする研究及び（看護）行為について、倫理的観点からの審査業務

8) ハラスメント防止等委員会

- ① ハラスメントの防止等に関する啓発業務
- ② ハラスメントの防止等に関する研修事業
- ③ 相談又は申立の受付
- ④ ハラスメントの申立等があった場合の事実確認及び調査等の対応
- ⑤ 二次被害等の防止
- ⑥ その他必要な事項

また、大学運営の重要事項については大学運営会議で審議される。大学運営会議は学長・学部長・部館長・事務局長をもって構成し、学長は運営会議を招集し、議長となる。大学運営会議は月1回開催する。主な審議事項は、(1)学則及び学内諸規程制定または改廃について、(2)教育研究施設の整備及び管理に関する事、(3)教員の研究及び研修に関する事、(4)その他大学運営に関する重要事項を審議する。議長は、審議の結果を教授会に報告しなければならない。

教授会、大学運営会議共に学長が議長となっており、相互に密接な連携を取り、理事会に上申される。

ト) 自己点検・評価

大学における教育理念・教育目標を明確にし、教育・研究水準の向上を目指すために、教育研究活動並びに組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を実施する。この自己点検・評価は以下のとおり、開学後の学年進行に応じて実施する。

1. 実施方法

(1) 開学時

FD・評価委員会で評価項目の具体的な内容と評価の方法を定め、関連する各委員会に自己点検・評価する内容、方法を定めるように指示する。また、委員会の関わらない項目について、実施できるよう担当者は準備を行う。

(2) 各年度終了後

FD・評価委員会は、学年進行に伴う評価の対象項目について、各年度終了時に関連各委員会からの報告をまとめる。その点検・評価のまとめを教授会に報告し、学長を通じ理事会及び評議員会へ報告する。

(3) 完成年度終了時

大学設置に際して定めた、教育目標及び後に明記する評価項目について、各委員会他の報告をまとめるとともに、改善方策を策定する。その内容を教授会に報告し、学長を通じ理事会及び評議員会へ報告する。また、大学基準協会等の外部評価を受けるべく報告書の作成を行う。

(4) 完成年度以降の各年度終了時

完成年度以降は各年度終了時に後に明記する評価項目について、各委員会他からの報告をまとめるとともに、改善方策を策定し、またそれまでに策定された改善方策の実施状況を点検する。その内容を教授会に報告し、学長を通じて理事会及び評議員会へ報告する。また定められ

た方法に従って外部評価を受ける。

2. 実施体制

教授会の専門委員会であるFD・評価委員会において自己点検・評価を実施する。委員会は、教授会の互選による若干名の委員で構成する。

3. 結果の活用・公表

自己点検・評価の結果は、委員会や部署等に関するものは当該委員会や各部署の責任者に伝達し、個人に属するものは当事者にフィードバックする。全体評価の結果については全教職員が共有し、全学的な改善と向上のための提案を委員会に集める。

結果の活用については、自己点検・評価の結果及び外部評価で示された改善の方策を各部署に伝える。委員会や部署等に対する改善の方策については各委員会や当該部署で改善策について検討し、達成すべき目標とその時期を設定するときに活用するように促す。また、個人に属するものはその部署の上司が個人と相談して、改善の方向を決める。

自己点検評価の結果は、FD・評価委員会が報告書としてまとめ、教授会に報告するとともに、理事会及び評議員会に報告する。その内容を刊行物として関連機関に送付するとともに、ホームページに公表する。

4. 評価項目

評価項目は以下の項目を予定する。

- ・学士課程で育成する人材像の適切性
- ・教育過程及び教育活動の適切性
- ・学生受け入れの適切性
- ・学生生活への支援活動の適切性
- ・教育を支える研究活動の適切性
- ・教育研究上の組織の適切性
- ・教員の業績評価の適切性
- ・教育能力開発のための取り組みの適切性
- ・施設・設備整備の適切性
- ・管理・運営と予算措置の適切性
- ・自己点検評価及び外部評価活動の適切性

ナ) 情報の公表

本学の教育研究活動等の状況に関する情報は、以下のような方法で公表を行うこととする。

1. Web による公表

- (1) 建学の精神
- (2) 教育研究活動等の状況に関すること

- ①大学の教育研究上の目的に関する事
 - ②教育研究上の基本組織に関する事
 - ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
 - ④入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
 - ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
 - ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事
 - ⑦校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
 - ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
 - ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
 - (3) 学生授業アンケート結果報告書、自己点検・評価報告書及び認証評価の結果
 - (4) 設置認可申請書、設置計画履行状況等報告書
 - (5) 学則等諸規程
 - (6) 事業計画、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書
 - (7) 看護の智協働開発センターの活動など
2. 紙媒体による公表
- ①大学案内、リーフレット等作成。
 - ②「研究紀要」(年1回刊行)－各研究機関、教育委員会等に送付。
 - ③学内報(年1回発行)－保護者、在学生、卒業生等に送付。
3. 公開講座
- 看護の智協働開発センター等による講座、本学教員による講演(研究・教育活動)、講習会等
4. 保護者懇談会(年1回実施:本学で実施)
- 大学の教育方針、成績・学生生活等を報告

ニ) 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

看護学の学士課程では、卒業時点において一定レベルの看護実践能力をすべての学生が確実に修得している状態を目標にその学修を保証できるようにしなければならない。

本学では、教員の資質を維持向上させるために、教育研究の環境面の整備を行うとともに、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動、学生授業アンケート、教員評価制度を通じて常に積極的な取り組みを行う予定である。

1. 教育研究の環境面

教育・研究の向上を目指すための研究資金(研究費)として、学内で共同して研究を実施する

「学内共同研究」、国内外の大学・研究機関等で実施する「個人研究」があり、積極的な活用を図っていく。

2. FD 活動

本学は FD 活動を重要施策と位置付け、FD・評価委員会を中心に全学的、組織的に取り組み、具体的にはFD 講演会等以下のような活動を行う。なお、これら活動状況については、随時、本学ホームページ上等に公開していくこととする。

1)FD 講演会

学外から講師を招へいし、全教職員を対象として、研修会を各年度1回以上開催する。これによって、FD 活動の重要性を周知し、他大学における先進的な取り組みについての知見を得て、本学の教育研究活動の向上を図る。

2) FD フォーラム

年度ごとに、FD に関する取り組み等の報告と、それに基づく質疑、討論を行い、教職員間の情報の共有化を図るとともに、個々の教育力の向上に役立てる重要な機会とする。

3) FD 研修会

年度ごとに、FD フォーラムのテーマ毎、及び授業改善についての取り組みについて班別討議を行う。さらに、その討議結果を発表する機会を設け、それに基づく質疑、討論を行い、教職員間の情報の共有化を図るとともに、個々の教育力の向上に役立てる重要な機会とする。

4) 公開授業

専任教員が担当する全授業については、原則公開とし、優れた授業モデルを広く提示する。各公開授業では、受講学生の態様を直接かつ多角的な視点で観察することで、具体的な事例に基づくピア・レビューを行い、FD 活動の重要な柱と位置付ける。

3. 学生授業アンケートの実施

学生授業アンケートをFD・評価委員会が中心となって実施し、そのアンケートの分析結果を授業担当教員に通知して各教員の個別的対応を求めるとともに、分野ごとに分析結果を検討して学生の要望に対する組織的な対応を行う。アンケートの分析結果は、本学のホームページ上に公開して、学生への周知を図る。

4. 教員評価制度

教員の資質維持向上のため、学年進行中に「教員評価制度」導入の検討を行い、早期実現を図る。内容は、教育、研究、社会貢献、学内運営の4項目に関して自己点検・評価を行い、5段階評価と記述で構成された各教員の自己評価についてFD・評価委員会、学長が第三者評価を実施し、最終評価において「要改善」(5段階の最低)と評価された教員に対しては、学長が改善報告書の提出を求め、指導を行う。

ヌ) 社会的・職業的自立に関する指導及び体制

本学では、学生一人ひとりに「智をいつくしむ力」、「命をいつくしむ力」、「人をいつくしむ力」の3つの力を備えさせ、看護専門職としての就職を実現する「就職率 100%」を目指した教育・指導を実施して行く。具体的には、学ぶ姿勢、働く意欲、自立心、探究心、人間性を高める等どんな職種でも共通して求められる社会人としての基礎力を身につけ、社会へ送り出すことができるよう、入学直後からの一貫した支援態勢を整えていく。

1. 教育課程内の取組について

社会人として基本的に必要な、読む・書く・聞く・話す力や理解力、表現力、論理的思考力といった基本的能力の養成、及び働くことの意欲を高めることを目的に、導入教育から専門教育までの正課教育をキャリア教育の観点から総合的かつ体系的に実施できるように編成している。1年次には「基礎ゼミ1」「基礎ゼミ2」「基礎英語コミュニケーション」「中級英語コミュニケーション」「異文化コミュニケーション論」を、2年次には「クリティカルシンキング」「上級英語コミュニケーション1、2」「基礎中国語コミュニケーション」「中級中国語コミュニケーション」「医療コミュニケーション論」「医療コミュニケーション論演習」を、3年次以降は看護学科の実習科目、4年次には「医学・看護英語リーディング」「医学・看護英語語彙」などの科目を配当している。

1) 「基礎ゼミ」

1年次の「基礎ゼミ1」では少人数制クラスにより高校教育から高等教育への誘い、学び方・読む・書く・聞く、討論などの能力の向上を、「基礎ゼミ2」では少人数制クラスにより、自らが持つ課題探求、表現力の向上を目指す。

2) 「コミュニケーション能力の育成」

自己及び他者を理解する最も重要なツールとして言語・外国語を学ぶことにより異文化の思考の在り方の理解やコミュニケーション能力の修得などを目的とする。

そして、専門教育への導入教育として大きな役割を果たすものである。また、「基礎ゼミ2」の担当教員には、市の各部署で行われている「奉仕(ボランティア)活動」について必ず1コマを授業に入れることとしている。

2. 教育課程外の取組について

2年生、3年生を主として、「社会人基礎力養成講座」を開催し、社会人として必要とされるビジネス文書の書き方や、コミュニケーション、ビジネスマナーなどの常識について学ぶ。また、資格取得に向けた奨励制度を設け、看護師国家試験の受験者に対して支援を行う。

3. 適切な体制の整備について

本学では「就職率 100%」を目指し、学生部に学生支援課就職担当を置き、「看護の智協働開

発センター」と連携し、「就職支援プログラム」「個別の就職支援」「求人・就職情報の提供」という 3 つの柱を基本に、学生一人ひとりの就職活動をそれぞれの適性に応じて強力にサポートして行く。

1)「就職支援プログラム」

「就職プログラム」としては、前述の「社会人基礎力養成講座」に加えて、就職活動の実践力を身につける「就職ガイダンス」を2年次より開催する。具体的には求人情報の探し方、エントリーシート・履歴書の書き方、筆記試験対策、面接対策、先輩による就職体験談の講座を開講して、実際の就職活動のノウハウを身に付けることを目的とする。

2)「個別の就職支援」

学生支援課就職担当の職員が豊富な経験や最新のデータをもとに、キャリア・進路委員会委員の教員とともに、学生それぞれの希望と適性に合ったきめ細かな就職支援を行う。個別面談や模擬面談を行い、学生一人ひとりが納得いくまでマンツーマンの指導にあたるなど、学生のニーズに対応した就職支援を行う。

3)「求人・就職情報の提供」

学生にタイムリーな求人・就職情報を提供するため、求人情報を本学のホームページに掲載し、学校・自宅のパソコンから閲覧・検索できるように整備する。また、学内の掲示板にも掲示物で情報を提供する。就職資料室には本学に求人があった保健医療福祉施設案内・求人情報等をファイルし、いつでも閲覧できることを可能とする。

4) 大学附属「看護の智協働開発センター」(26年度設置予定)の活用

看護の智協働開発センターには、現職の看護師、卒業生、市民、教員などが集い交流して、研修や研究など智の開発が行われている。学生も自由にその交流に参加することができるため、自己のキャリア形成、発達に対して具体的なイメージを形成しやすく就職支援をいっそう促す機会となる。

以上